

第4期 富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画

ふれあいのまちプラン



令和7年3月

富加町・富加町社会福祉協議会

も く じ

【第1部 第4期 富加町地域福祉計画】

第1章 計画の概要

- 1 計画の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 4

第2章 富加町の現状

- 1 人口の状況 6
- 2 世帯の状況 10
- 3 障がいのある人の状況 12
- 4 要支援・要介護認定者の状況 14
- 5 生活保護世帯の状況 15

第3章 富加町における地域福祉の主要課題

- 1 関連するアンケート調査結果の概要 16
- 2 記述式のアンケート調査等結果の概要 24
- 3 課題のまとめ 27

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 29
- 2 基本目標 30
- 3 施策の体系 32
- 4 SDGs（持続可能な開発目標）との関係性 33

第5章 施策の展開

- 1 誰もが安心して暮らせる重層的な支援体制づくり 34
- 2 地域で活躍できる社会参加の仕組みづくり 41
- 3 地域を支える人づくり・ネットワークづくり 47

第6章 計画の推進

- 1 地域福祉の推進 55
- 2 計画の進行管理 56
- 3 計画の周知 56

第7章 資料

- 1 記述式のアンケート調査のまとめ…………… 57
- 2 計画の策定経緯…………… 70
- 3 富加町地域福祉計画策定委員会…………… 71

【第2部 第4期 富加町地域福祉活動計画】

第4期 富加町地域福祉活動計画

- 1 事業評価について…………… 74
- 2 第4期富加町地域福祉活動計画について（令和7～11年度） …… 90

資料

- 1 計画の策定経緯…………… 118
- 2 富加町地域福祉活動計画策定委員会…………… 118



第1部



第4期 富加町地域福祉計画

富 加 町

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

(1) 地域の現状

本町においては、高齢者のいる世帯のうち高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）や高齢者単身世帯が大幅に増加し、高齢者のみの世帯が43.9%を占めています（11頁参照）。今後もこの傾向は続き、特に75歳以上の高齢者の世帯が増加すると予測されることから、地域での見守りや緊急時における隣近所の身近な支援がより必要になってきます。

一方、地域のつながりという視点について、本町は全国や県に比べ世帯規模が大きく、三世代同居世帯が多いため、近所づきあいや地域の結びつきが強い地域といえます。しかし、ライフスタイルの多様化や人口の流入出等により、近所づきあいの程度は徐々に薄くなり、お互いが助け合うといった相互扶助の機能は徐々に失われているのが現状です。

(2) 住民主体の支え合いの仕組みづくり

少子高齢化が一層進み、かつての地域のつながりが失われつつある状況にあって、いつまでも安心して暮らし続けられるよう、住民主体の支え合いの仕組みを構築していく必要があります。介護保険サービス、障がい福祉サービス、教育・子育てサービスなど公的なサービスの充実の他、日ごろの見守りや軽易な手伝い、緊急時の支援など、地域住民やボランティアによるサービスが求められます。

本町においては、富加町社会福祉協議会の支援により、地域住民による「ふれあい・いきいきサロン」などの地域福祉活動が行われています。また、日常生活上での困りごとを支援するため、登録ボランティアで構成する「有償ボランティア・生活支援事業」があります。こうした活動が住民の福祉意識の高まりであり、新たな地域のつながりとも言えます。

地域住民、ボランティア、地域の各種関係団体、サービス事業者、町行政、社会福祉協議会等が協働して、住民の福祉意識をさらに高めることによって、安心して暮らせるための地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

(3) 地域福祉計画の法定化

平成12年6月に「社会福祉事業法」の改正（「社会福祉法」に名称変更）が行われました。この法律は、社会福祉制度が従来のような限られた人に対する保護・救済にとどまるのではなく、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが地域で安心した生活が送れるよう自立を支援する制度への転換を目指しています。この中で地域福祉の推進が位置づけられ、地域の福祉力を高めていくための「地域福祉計画」に関する規定が設けられました。

(4) 新たな地域福祉計画の策定

社会福祉法第109条では、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定しています。本町においては、富加町社会福祉協議会が各種ボランティア活動や地域福祉活動など住民の主体的な取組を支援しています。こうした背景もあり、平成21年度に富加町と富加町社会福祉協議会が協働で、安心して暮らし続けられるまちをめざして「第1期富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画～ふれあいのまちプラン（計画期間：平成22～26年度）」を、平成26年度には「第2期富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画～ふれあいのまちプラン（計画期間：平成27～令和元年度）」を、令和元年度には「第3期富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画～ふれあいのまちプラン（計画期間：令和2～6年度）」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

一方、高齢化の進展、認知症の人の増加、世帯の小規模化、地域活動の担い手不足などの課題への対応が必要となっています。さらに、それらの課題を背景に、いくつもの福祉的な課題が複雑に絡み合ったケースや、複数の分野にわたる課題を抱える人や世帯が増えてきており、制度の枠組みを超えた重層的な支援や、地域と関係機関が協働し一体となって取り組む包括的な支援体制づくりが求められています。

第3期計画が令和6年度で終了するため、これらの現状と課題を踏まえ、第4期計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、社会福祉法第107条に規定する事項の内容を含めています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

また、法律とは別に、災害時等にも対応する避難行動要支援者の情報の把握・共有、安否確認方法等に関する事項等を盛り込んでいます。

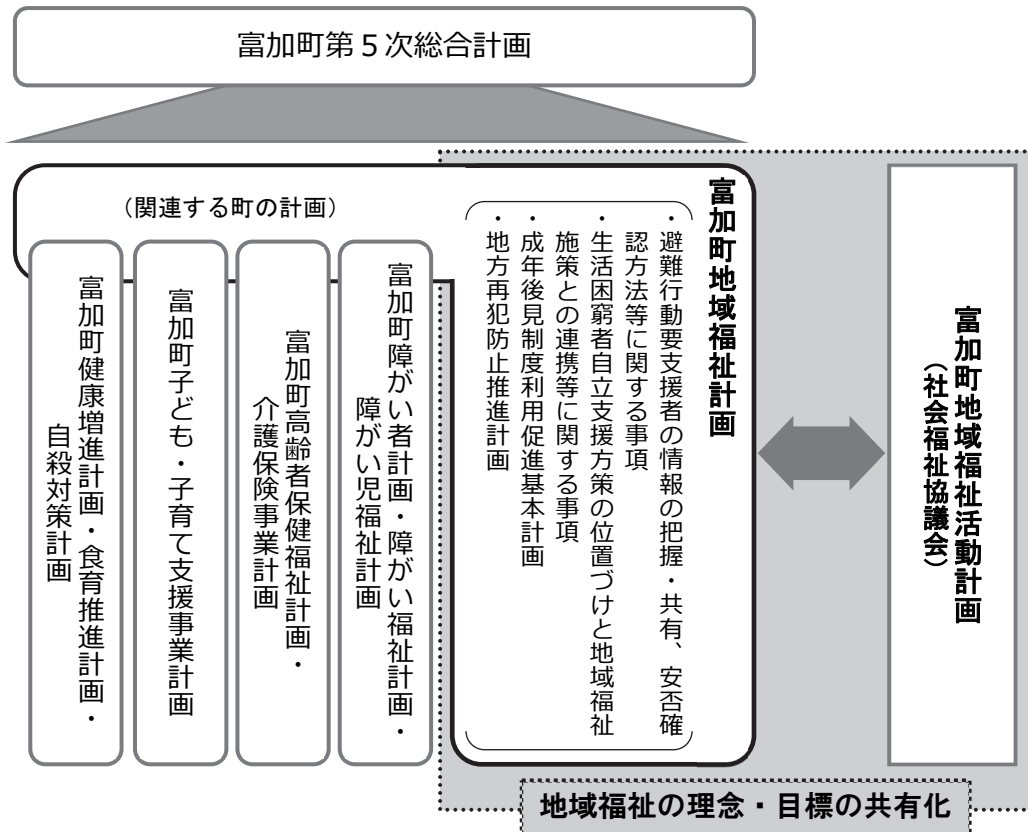
さらに、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携等に関する事項、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画、及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画の内容を含んでいます。

なお、上記内容の具体的な実現を図るための富加町地域福祉活動計画(富加町社会福祉協議会が策定)を一体化しており、富加町社会福祉協議会の取組の方向性や基盤強化に関する内容も包含しています。

(2) 他計画との関連

この計画は、富加町第5次総合計画を上位計画とし、富加町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、富加町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、富加町子ども・子育て支援事業計画、富加町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画など、町の計画との整合性を図り、策定しました。

●地域福祉計画の位置づけ



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
第3期富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画										
第4期富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画					見直し	→				

第 2 章 富加町の現状

1 人口の状況

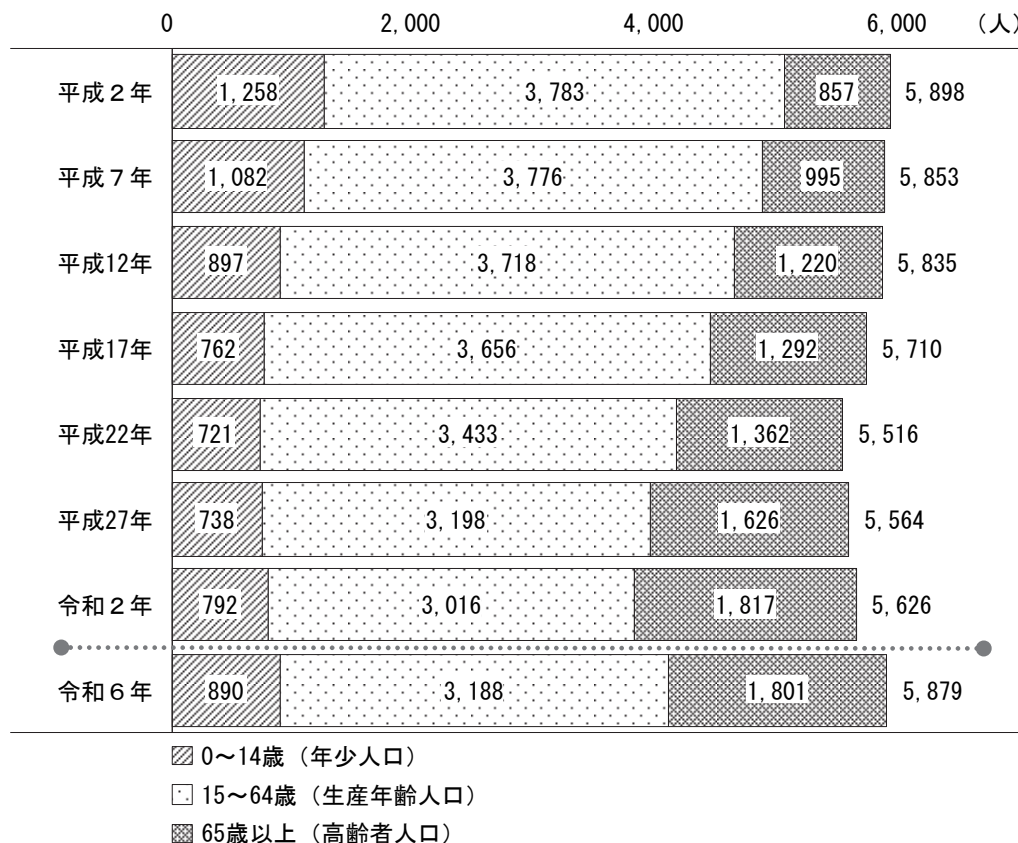
(1) 人口の推移

本町の総人口は、住民基本台帳で令和6年4月1日現在5,879人です。

国勢調査の結果から平成2年以降の推移をみると、本町の総人口は減少を続けていきましたが、平成22年を境に増加に転じました。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の年齢3区分別にみると、高齢者人口は大幅に増加を続けているのに対し、生産年齢人口は平成2年以降減少を続けています。年少人口は平成22年までは減少を続けていきましたが、平成27年以降、わずかに増加しています。また、平成7年までは年少人口が高齢者人口を上回っていましたが、平成12年には高齢者人口が年少人口を上回りました。高齢者人口は平成2年から令和2年の30年間で960人増加し、約2.1倍となっています。

図表1 人口の推移



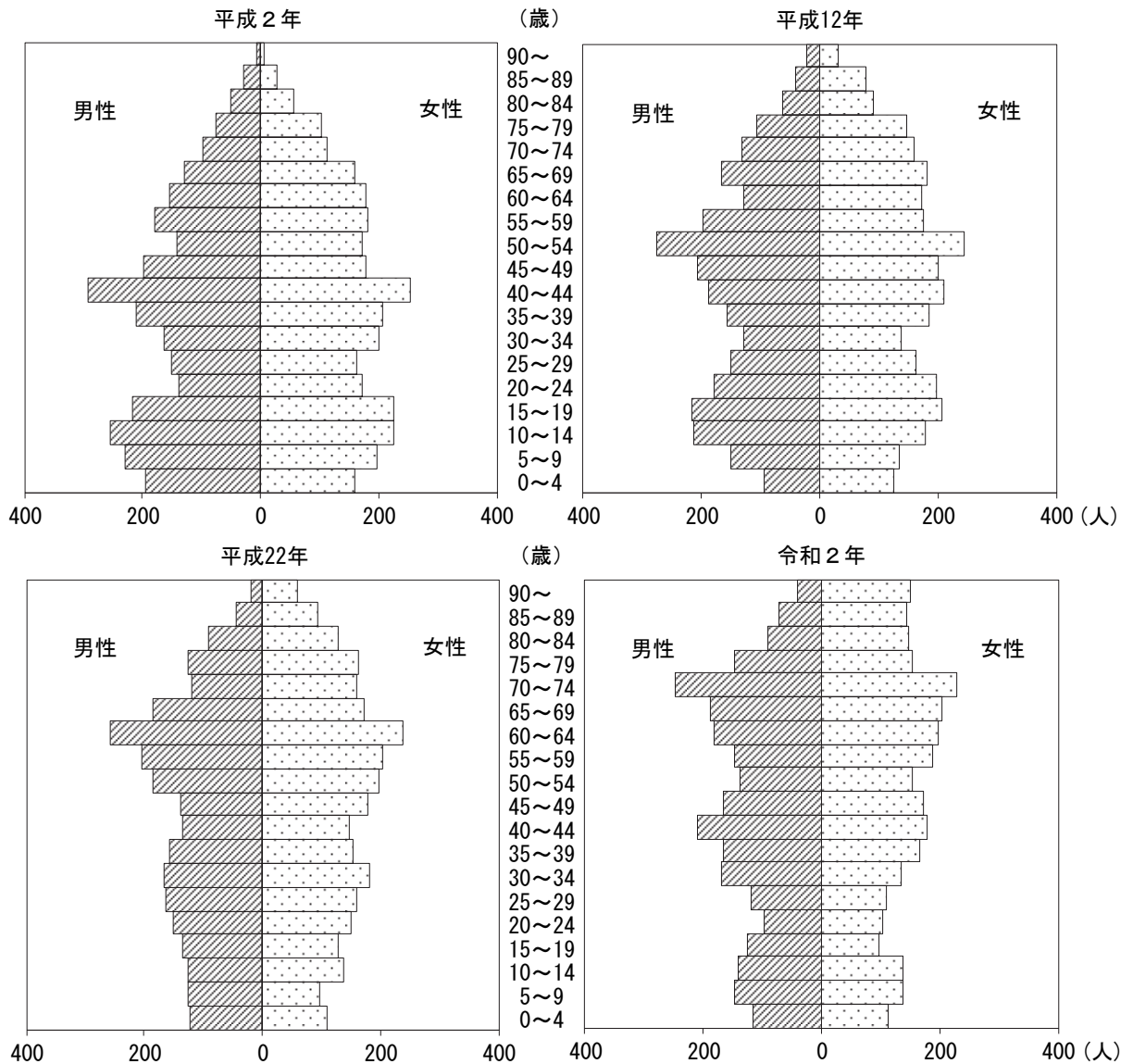
(注) 総人口は年齢不詳を含む。

資料：令和2年までは国勢調査、令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

(2) 人口ピラミッド

平成2年から令和2年までの人口ピラミッド(男女別5歳年齢階級別人口)をみると、団塊世代および団塊ジュニアの膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、底部に対し頭部が大きなたつぼ型になっています。

図表2 人口ピラミッド



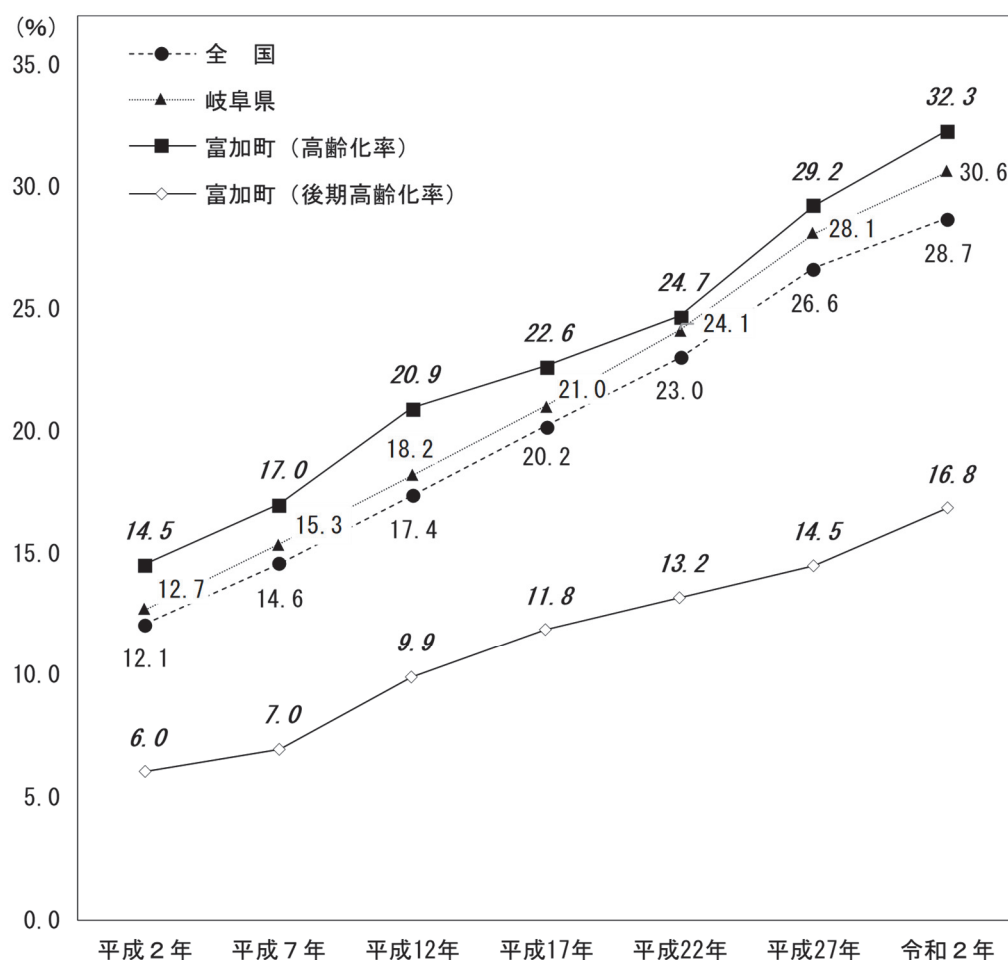
資料：国勢調査

(3) 高齢化率の推移

本町の高齢化率は、令和2年10月1日現在で32.3%です。高齢化率は上昇を続けており、全国および岐阜県と比較すると、全国を3.6ポイント、岐阜県を1.7ポイント上回っています。

また、令和2年の後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は16.8%となっており、高齢化率同様上昇が続いています。

図表3 高齢化率の推移



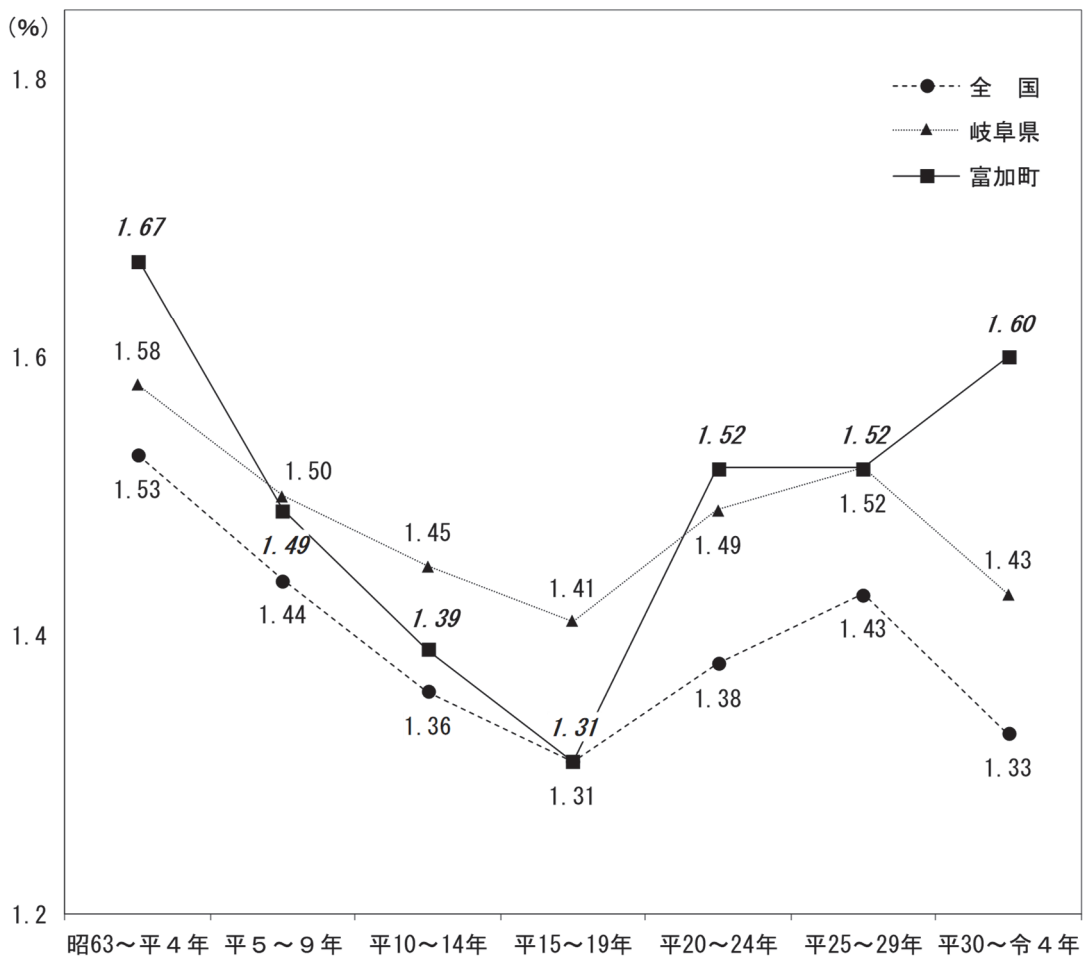
注：高齢化率の算出に用いる総人口には年齢不詳は含まない。

資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。本町の合計特殊出生率は低下を続けていましたが、平成15～19年を境に上昇傾向に転じ、平成30～令和4年には1.60と全国、岐阜県を上回っています。

図表4 合計特殊出生率の推移



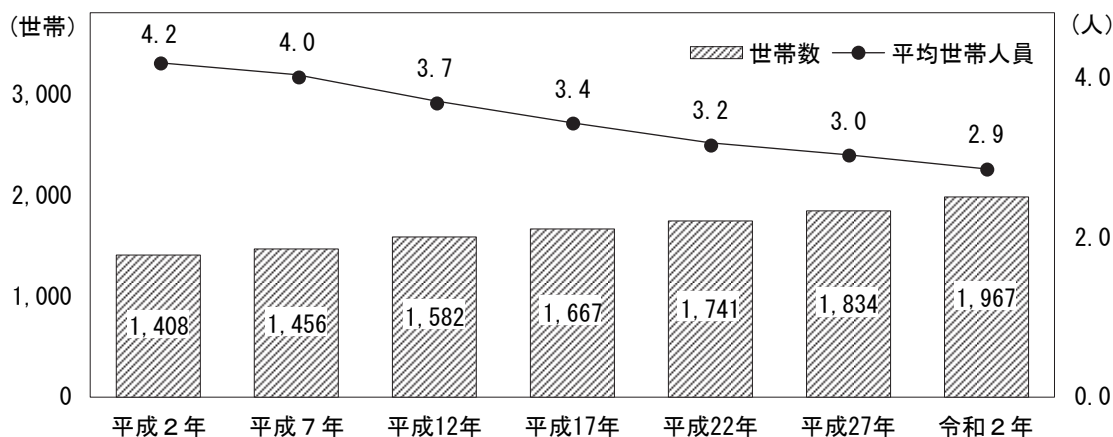
資料：人口動態保健所・市町村別統計

2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

令和2年の世帯数（一般世帯および施設などの世帯）は1,967世帯、1世帯当たりの人数は2.9人となっています。世帯数は年々増加しているのに対し、1世帯当たりの人数は年々減少しています。

図表5 世帯の推移

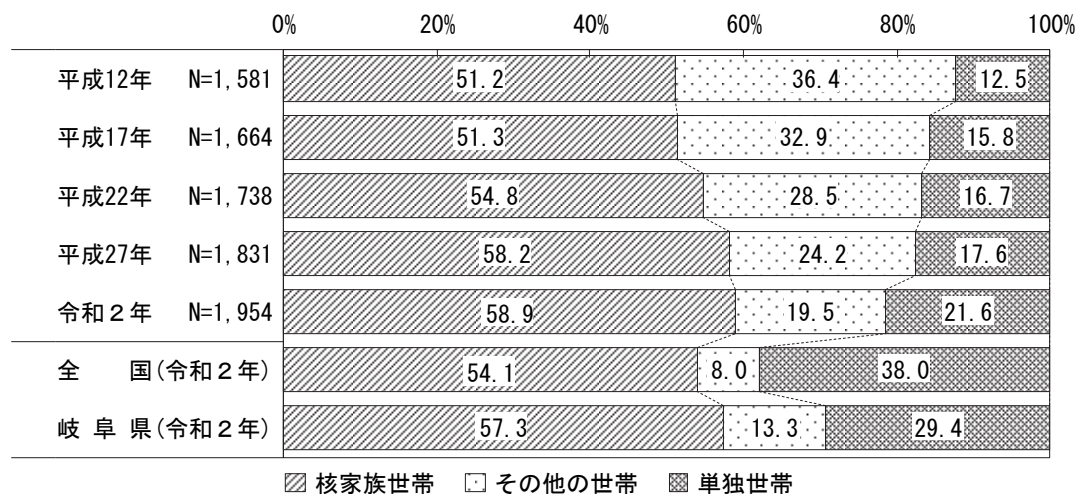


資料：国勢調査

(2) 世帯の家族類型

令和2年の世帯の家族類型をみると、核家族世帯が58.9%、単独世帯が21.6%、その他の世帯が19.5%となっています。その他の世帯は減少を続け、平成12年から16.9ポイント減少していますが、全国および岐阜県に比べて単独世帯の割合が低い分、その他の世帯が高くなっています。

図表6 世帯の家族類型



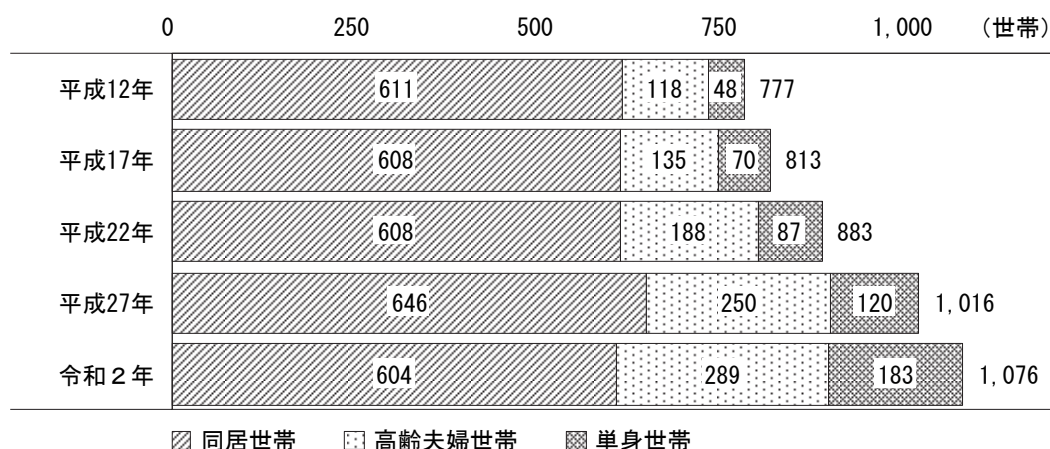
資料：国勢調査

(3) 高齢者のいる世帯の状況

本町における令和2年の高齢者のいる世帯は、1,076世帯となっており、平成12年から299世帯増加し、約1.4倍となっています。世帯類型別にみると、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯）は171世帯増加し、約2.4倍、単身世帯は135世帯増加し、約3.8倍になっています（図表7）。

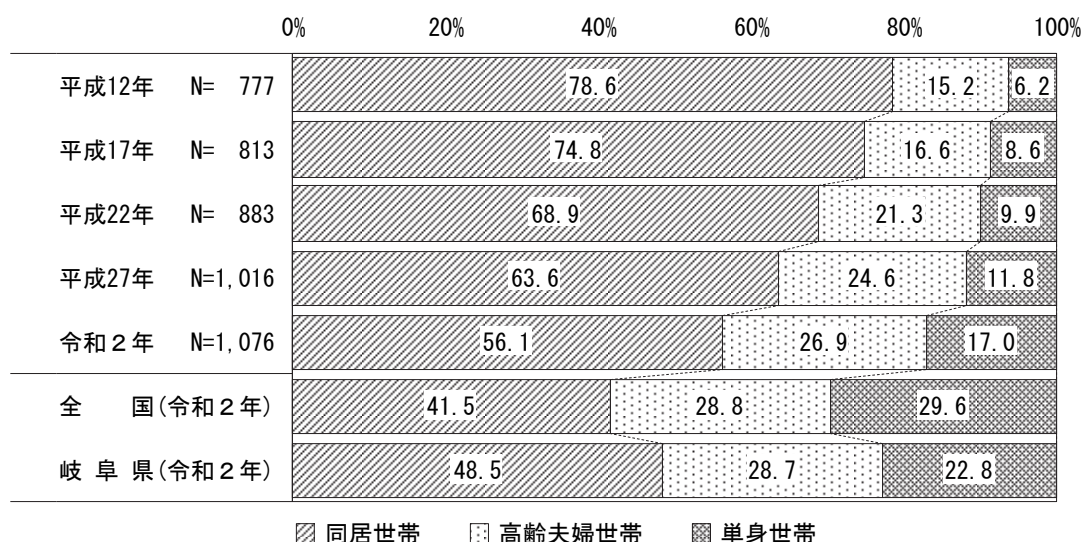
比率で見ると、高齢夫婦世帯および単身世帯が上昇しているのに対し、同居世帯は減少を続けています。全国と比較すると、同居世帯が高く、単身世帯は低くなっています（図表8）。

図表7 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

図表8 高齢者のいる世帯の類型割合の推移



資料：国勢調査

3 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者の状況

令和6年3月31日現在、本町には、身体障害者手帳所持者が220人、療育手帳所持者が55人、精神障害者保健福祉手帳所持者が49人、合計で324人います。

各障がいの種類別または等級別の手帳所持者数は、図表10のとおりです。

図表9 各手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	240	226	228	224	219	220
療育手帳	47	48	53	55	56	55
精神障害者保健福祉手帳	38	36	38	43	42	49
合計	325	310	319	322	317	324

資料：福祉保健課（各年度3月31日現在）

図表10 区分・等級別の各手帳所持者数

①-1 区分別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
身体	9	22	0	113	76	220

①-2 等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体	63	24	54	57	12	10	220

② 等級別療育手帳所持者数

単位：人

区分	等級別					18歳未満 (再掲)	18歳以上 (再掲)	合計
	A	A1	A2	B1	B2			
療育	4	10	10	12	19	11	44	55

③ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
精神	14	32	3	49

資料：福祉保健課（令和6年3月31日現在）

(2) 難病患者の状況

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者などが加わり、障がい福祉サービス、相談支援などが受けられます。障害者総合支援法における難病などの範囲は、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患及び関節リウマチ）の130疾病から次第に拡大されており、令和6年4月からは369疾病が対象とされています。

また、平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、難病医療費助成制度が実施されています。

図表11 指定難病患者数の推移

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定難病患者数	23	18	23	23	26

資料：可茂地域の公衆衛生（各年度3月31日現在）

4 要支援・要介護認定者の状況

令和6年9月末現在、要支援・要介護認定者数は305人です。平成30年以降の推移をみると、令和3年までは増加していたものの、その後は増減を繰り返しています(図表12)。

令和6年9月末現在の要介護度別の認定者数と認定率をみると、65歳以上の第1号被保険者の認定者は301人、第1号被保険者の16.7%にあたります。また、75歳以上の認定者の割合は28.0%と、75歳以上の4人に1人以上が認定者となっています(図表13)。

図表12 認定者数の推移

単位：人

区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成30年	27	50	54	63	34	24	17	269
令和元年	27	49	51	64	39	30	31	291
令和2年	20	57	60	68	50	35	25	315
令和3年	26	60	40	70	50	42	32	320
令和4年	22	60	64	63	43	42	22	316
令和5年	26	51	75	57	46	44	23	322
令和6年	28	48	60	43	57	35	34	305

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

図表13 要介護・要支援認定者数

単位：人

区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
第1号被保険者 (1,801人)	27	47	60	43	56	35	33	301	
	1.5%	2.6%	3.3%	2.4%	3.1%	1.9%	1.8%	16.7%	
	65~74歳 (812人)	4	3	4	5	2	2	4	24
	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.2%	0.2%	0.5%	3.0%	
	75歳以上 (989人)	23	44	56	38	54	33	29	277
	2.3%	4.4%	5.7%	3.8%	5.5%	3.3%	2.9%	28.0%	
第2号被保険者	1	1	0	0	1	0	1	4	
計	28	48	60	43	57	35	34	305	

注：下段は各被保険者数に対する割合

資料：介護保険事業状況報告（令和6年9月末現在）

5 生活保護世帯の状況

令和5年度現在、生活保護世帯は9世帯（11人）です。平成30年度以降、6～9世帯で推移しています。

図表14 生活保護世帯数等の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数（世帯）	7	6	7	8	9
人 員（人）	9	7	8	10	11

資料：福祉保健課（各年度3月31日現在）

第3章 富加町における地域福祉の主要課題

1 関連するアンケート調査結果の概要

これまで本町が実施してきたアンケート結果から、富加町における地域福祉の課題が明らかになってきました。これらの課題は、一朝一夕に解決できるものではなく、前計画や他の計画において課題として掲げられているものもあります。

こうした地域課題を住民同士が共有するとともに、町行政と社会福祉協議会が協働して、解決を図るのが地域福祉の目的です。それぞれが当事者意識を持ち、持てる“力”を最大限に発揮できるよう、環境を整えていく必要があります。

◆関連する調査の概要

調査の種類		調査対象	有効回収数
富加町のまちづくりに関するアンケート 〔調査時期〕 一般：令和2年12月 中学生：令和3年3月	一般	令和2年12月1日現在、富加町在住の18歳以上の住民	424
	中学生	令和3年3月1日現在、中学校在籍中の中学生	294
高齢者福祉に関するアンケート調査・在宅介護実態調査 (調査時期：令和5年1月)	一般高齢者	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の住民	1,086
	在宅要介護認定者	要介護認定を受けている在宅サービス受給者	78
子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査 (調査時期：令和6年2月)	就学前児童	富加町在住の就学前児童の保護者	133
	小学生	富加町在住の小学生児童の保護者	148
障がい者計画等策定にかかるアンケート調査 (調査時期：令和5年8月)		令和5年8月1日現在、富加町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	142
健康・食育等に関するアンケート調査 (調査時期：令和6年7月)		令和6年7月1日現在、富加町在住の18歳以上の住民	772

(1) 「富加町のまちづくりに関するアンケート」のまとめ

【一般調査】

＜まちの人口問題＞

- 人口減少問題や高齢化などの人口問題に対する不安をみると、《不安を感じている人》（「非常に不安」 + 「まあまあ不安」）は44.6%を占めています。
- 人口問題について不安に思うことは、「空き家が増加して地域がさびれる」（46.6%）が最も高く、次いで「人がいなくなって地域の活力がなくなる」（45.0%）、「医療・介護など福祉サービスが行き届かなくなる」（43.4%）となっています。



■人口問題に不安を感じている住民は多く、その内容も空き家や地域の活力、福祉など幅広い分野にわたっています。住民同士で支え合う関係性をさらに深め、より住みやすい地域にしていくことで、人口問題の解決を図っていく必要があります。

【中学生調査】

（注：中学校は、富加町と美濃加茂市との組合立であり、美濃加茂市在住者の回答も含まれています。）

＜住んでいるまちの環境＞

- 住んでいるまちの住みやすさをみると、《住みやすいと感じている人》（「住みやすい」 + 「どちらかといえば住みやすい」）は93.9%を占めています。
- 富加町在住者で、《将来も富加町に住みたいと思っている人》（「将来も住み続けたい」 + 「一度は富加町以外のところで住むかもしれないが、いずれは富加町に戻って住みたい」）は44.5%、「富加町以外のところで住みたい」は27.5%となっています。
- 将来も富加町に住みたいと思う理由をみると、「住み慣れたところだから」（81.4%）が最も高く、次いで「緑などの自然環境が豊かだから」（70.0%）、「生活環境が良いから（自然、道路、公園、住宅など）」（47.1%）となっています。



■次代の担い手である中学生の多くは、富加町を住みやすいところと感じており、住み慣れたところだから将来も住みたいと考えています。

<ふだんの生活>

- 近所の人に《あいさつをする人》（「よくする」＋「ときどきする」）は95.6%となっており、平成30年の調査結果と比較すると9.5ポイント高くなっています。
- 地域活動やボランティア活動に《参加したいと感じている人》（「参加したい」＋「なるべく参加したい」）は61.2%で、平成30年の調査結果と比較すると2.1ポイント低くなっています。
- 近所付き合いや地域活動について、《必要を感じている人》（「必要だと思う」＋「どちらかといえば必要」）は85.7%を占めています。



■ こどもたちと地域の人たちとの間にある程度のつながりはあるものの、地域活動への参加等の深いつながりが失われつつあることが考えられます。地域の活動を必要だと考えている人は多くいるため、地域という横のつながり、世代間の縦のつながり、様々な交流を通して、人と人とが支え合う関係性を深めていくことが必要です。

(2) 「高齢者福祉に関するアンケート調査・在宅介護実態調査」のまとめ

【一般高齢者調査】

<高齢者の地域活動への参加>

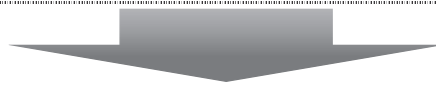
- グループ活動等の参加頻度を平成30年の調査結果と比較すると、『ボランティアのグループ』『スポーツ関係のグループやクラブ』『趣味関係のグループ』『学習・教養サークル』『介護予防のための通いの場』『シニアクラブ』『町内会・自治会』『収入のある仕事』のすべてで「参加していない」が10ポイント以上高くなっています。
- 地域づくりや趣味等のグループ活動の参加について、54.8%が参加したいと回答している一方、企画・運営側としての参加意向は35.6%にとどまっています。



■ やりがいや生きがいを持って暮らしていけるよう、世代を超えた交流の場、情報交換できる場、ボランティア活動の場など交流や活躍の場を充実し、参加を促進する必要があります。多くの人が気軽にふれあえる交流の拠点づくりを進めていく必要があります。

<住民主体の支えあい>

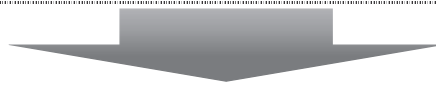
- 高齢者を地域で支えるために必要と思う生活支援については、「配食」(33.1%)が最も高く、次いで「見守り、声かけ」(31.1%)、「移送サービス(交通手段の確保)」(28.2%)となっています。
- ボランティア活動への参加意向をみると、「参加したい」(「すでに参加している」+「機会があれば参加したい」+「一緒に参加する人がいれば参加したい」)は34.6%となっています。
- ボランティア活動への参加意向がある人がやってみたいと思う活動をみると、「高齢者が集まるサロンなどの交流活動」(28.8%)が最も高く、次いで「高齢者への日常生活の援助や見守り等」(23.5%)、「災害時の支援活動」(22.4%)となっています。



■地域には日常生活上のちょっとした助けを必要とする人がいます。こうした人を支えるのが互助の力です。ボランティア活動に意欲がある人と助けを必要とする人がつながるよう、支え合いの体制を広げていく必要があります。

<相談等について>

- 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、具体的な項目の中では「医師・歯科医師・看護師」が34.6%と最も高くなっている一方で、「そのような人はいない」が34.7%となっています。
- 認知症の相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が63.4%を占めており、平成30年の調査結果と比較すると6.8ポイント高くなっています。



■支援を必要とする人が介護や福祉のサービスを円滑に利用できるよう、気軽に相談できる支援体制の充実を図るとともに、相談窓口や制度について周知を進める必要があります。

【在宅要介護認定者調査】

<地域包括ケアシステムの確立>

- 在宅の要介護認定者のこれからの生活についての希望は、「介護保険のサービスを受けながら、できる限り在宅で生活したい」(53.8%)が最も高く、次いで「家族に日常生活の手伝いをしてもらいながら、できる限り在宅で生活したい」(26.9%)となっており、自宅での生活を希望する人が80.7%を占めています。
- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「配食」(26.9%)が最も高く、次いで「移送サービス(交通手段の確保)」(19.2%)、「見守り、声かけ」及び「家族に対する介護の知識・技術を習得する機会(研修会、講習会等)」(ともに16.7%)となっています。



- 多くの高齢者が住み慣れた自宅や地域での生活を希望しています。高齢者が自宅や地域で安心して生活するためには、高齢者の生活を支えるサービスの創出が必要です。住民主体の支えあいによるサービスも含め、きめ細かいサービスの提供を図るなど、地域包括ケアシステムの確立を目指す必要があります。

<認知症の人への支援>

- 在宅の要介護認定者が現在抱えている傷病は、「認知症」が46.2%と最も高く、平成30年の調査結果と比較すると29.4ポイント高くなっています。
- 在宅の要介護認定者の主な介護者が不安を感じる介護等の内容は、「認知症状への対応」が56.4%と最も高く、平成30年の調査結果と比較すると44.1ポイント高くなっています。



- 認知症の人が増加しており、それに伴い認知症状に対する介護者の不安も大きくなっています。認知症により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる支援体制の整備を進める必要があります。

(3) 「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」のまとめ

【就学前児童調査】【小学生調査】

＜子育ての協力者＞

○子育てに関する親族・知人等協力者の状況を見ると、就学前児童、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：53.4%、小学生：62.8%）、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：47.4%、小学生：33.8%）が高くなっています。一方、「いずれもない」（＝協力を得られない）は就学前児童が7.5%、小学生が6.8%となっています。

■子育てにおいて、祖父母等の親族の協力は、心身両面において大きな支えとなっています。本町においては、多くの保護者が親族等の協力を得られていますが、協力を得ることが難しい保護者に対しては、相談や情報提供による支援に加え、地域住民による見守り・協力が必要となります。

＜地域の行事等への参加＞

○地域の行事等に参加しているかについてみると、「あまり参加していない」が就学前児童で24.8%、小学生で20.3%となっています。また、「まったく参加していない」が就学前児童で15.8%、小学生で8.1%となっています。

■地域の行事等に参加せず、地域との関わりが少ない子育て世帯が一定数いることがわかります。地域全体で子どもを見守り、子育てが支援できるよう、様々な交流の場を通じてつながりを深めていくことが大切です。

(4) 「障がい者計画等策定にかかるアンケート調査」のまとめ

<障がい者にとって住みよいまち>

- 障がい者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについては、「何でも相談できる窓口をつくる（電話等の相談も含む）」（56.3%）が最も高く、次いで「サービス利用の手続きを簡単にする」（45.8%）、「福祉に関する情報が入りやすいようにする」（31.7%）、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスを増やす」（26.1%）となっています。



- 障がいのある人や高齢者をはじめ福祉サービスなどを必要とする人が、地域において適切にサービスを利用できるように、相談窓口や情報提供の充実を図る必要があります。

<災害時の支援>

- 火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が35.9%、「できる」が32.4%となっています。
- 災害時に家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについては、「わからない」が38.0%、「いない」が26.8%となっています。
- 災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」（45.1%）が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」（43.0%）、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（38.7%）となっています。



- 近年各地で発生している自然災害は他人ごとではなく、いつこの地域に発生してもおかしくない喫緊の課題です。行政と地域が一体となって、災害時における避難支援の体制の確立、避難後の生活環境の確保等、安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

(5) 「健康・食育等に関するアンケート調査」のまとめ

＜地域住民の助け合い＞

- 回答者がお住まいの地域の人々はお互いに助け合うと思うかたずねたところ、《そう思う》（「強くそう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が68.3%を占めています。
- この1年間に行った地域社会活動（近隣の人への手助け・支援を含む）については、「活動はしていない」が50.9%と最も高くなっています。



- 住民同士の互助の意識は高い率を占めているものの、地域社会活動には参加していない人が多く、実際の行動に結びついていないのが現状です。

2 記述式のアンケート調査等結果の概要

本町において活動している各種団体などの活動状況を把握するとともに、活動上の問題点や課題を把握するために記述式のアンケート調査を行いました。また、次代の担い手であるこどもたちと地域との関わりや、今後の方向性を把握するために小中学校を対象に記述式の調査を行いました。

◆アンケート調査等の概要

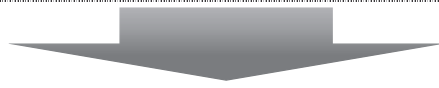
調査の種類	調査対象	有効回収数
ボランティア団体等の記述式調査	町内でボランティア団体等に属して活動している人 (とみか食生活サポートの会 富加町赤十字奉仕団 半布里コミッティー 読書サポーターズの会 生涯学習アドバイザーの会 ふれあいいいきサロン 民生児童委員・主任児童委員)	60
ケアマネジャーの記述式調査	町内で活動する介護支援専門員	2
小中学校への記述式調査	富加小学校、双葉中学校	2

(1) 「ボランティア団体等の記述式調査」のまとめ

○多くの団体でメンバーの減少や高齢化、及びそれに伴う後継者の不足を心配する声が聞かれました。高齢化による体力的な限界に加え、人材不足により、一人ひとりの負担が増加するとともに活動に制限がかかっている実情があり、そのため地域住民や町行政、社会福祉協議会に協力してほしいこととして、活動への参加や活動内容の周知などがあげられています。

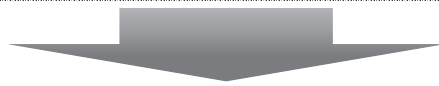
■できる限り多くの住民に、地域の課題や、その解決を目指した既存の活動を知ってもらい、地域活動の担い手となってもらえるよう、地域の課題や既存の活動の「見える化」をより推進する必要があります。

○他のボランティア団体等と新たなイベントの開催や既存の活動の実施、各団体がもつ情報の共有等で連携したいという声が多くあげられています。一方で、町内にどのようなボランティア団体があるのか知らない、という声も聞かれました。



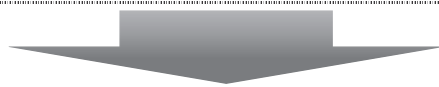
■既存の活動の継続に加え、新たな活動の実施による地域の活性化を目指し、各団体が連携できる体制の整備が求められています。

○地域で支援が必要だと思ふ人として、ひとり暮らしの高齢者が多くあげられているのに加え、不登校やヤングケアラーといった複合的な課題を抱えるこどもがあげられました。それに対し、他団体と連携した多世代対応の居場所づくりや高齢者の生きがいづくり、こどもたちの見守り活動に取り組みたいという意見が寄せられています。



■福祉に関する課題は複雑化しており、困難な課題を抱える人が孤立することのないよう、地域全体での居場所づくりや見守り活動を実施することが必要です。

○富加町の良いところは、豊かな自然や歴史のある環境、住民に優しさがあること、福祉の支援が充実していることがあげられました。一方、悪いところとして交通が不便という意見が多く寄せられており、特に高齢になり車を運転できなくなった時に病院や買い物に困るという声も聞かれました。



■運転免許証返納後の移動手段について既存の事業の周知を進めるとともに、誰もが気軽に利用できる移動手段の確保について、住民、町行政、福祉関係者等、地域全体で検討する必要があります。

(2) 「ケアマネジャーの記述式調査」のまとめ

- 利用者が自宅で安心して最期を迎えるために、在宅医療の充実に加え、地域でのゴミ出し支援の充実など日々の生活における支援があげられました。
- 高齢者の移動手段について、高齢者移動支援事業の代理申込みや町外の病院へ移動する時の支援の充実が求められています。



■高齢者が安心して在宅生活を継続するために、一人ひとりのニーズに合わせた移動手段の確保をはじめとする多岐に渡る支援が求められています。

(3) 「小中学校への記述式調査」のまとめ

- 地域学校協働活動を通じた地域住民の協力により、こどもたちの学習サポートや安心・安全な生活環境の整備、社会活動の経験等の健全な成長につながっています。



■今後もこどもたちの健やかな生育環境を整備するために、地域と学校が協働して活動を行っていく必要があります。

- こどもたちは、地域の方の見守りや声かけにより安心・安全に成長するとともに、地域活動へのボランティアとしての参加を通じて、貢献することの喜びを知るなど貴重な経験を得ています。



■富加町における次代の地域の担い手であるこどもたちの健全な育成を、地域ぐるみで図っていく必要があります。

3 課題のまとめ

(1) 地域を支える人づくり

高齢化とともに住民間のつながりの希薄化が進み、地域活動やボランティア活動の担い手が不足しており、その結果「互助」による支え合い機能が低下しています。

住民一人ひとりが安心して生活できる地域にするためには、地域を支える人の力が重要です。住民それぞれが地域で暮らす一員であることを認識し、地域課題の解決に向けて主体的に行動できるよう、課題や既存の活動の「見える化」を進め、住民同士の支え合いの必要性や効果を訴えていく必要があります。

また、富加町における次代の担い手であるこどもたちの健やかな生育環境を、地域ぐるみで確保していくことが大切です。

(2) 地域をつなぐネットワークの強化

地域住民のつながりの希薄化、世帯規模の縮小、高齢者や子育て世帯の孤立、8050問題やヤングケアラーなどの複合的な課題を抱えた世帯など、地域には様々な課題があります。こうした課題の多様化・複合化に対応するには、公的なサービスによる専門的なアプローチだけでは難しく、住民同士の支え合いが必要で、自治会、ボランティアなど地域で活動する人たちの連携による取組が必要不可欠です。

(3) 気軽に取り組める地域活動の仕組みづくり

地域活動が必要だという思いや互助の意識を持つ住民は多い一方で、それが実際の行動に結びついていないのが現状です。支え合いの意識をもつ住民が地域活動等へ気軽に参加できる仕組みをつくり、実際の行動に結びつけることが地域の課題や問題の解決につながります。そのために、地域活動や取組について周知を進めつつ、誰もが参加しやすい体制や環境を整備する必要があります。

(4) 気軽に集える居場所づくり

住民同士のつながりが希薄化している中、地域で安心して暮らし続けるために、地域住民の心の拠り所となる「居場所」の充実が求められています。年齢や障がいの有無、家庭の状況などにかかわらず、地域の誰もが気軽に集まり交流できる場、気軽に情報交換ができる場、互いに悩みや困り事について支え合える場など、地域住民の活動拠点を明確にし、充実する必要があります。

(5) 情報提供と包括的な相談支援体制の充実

障がいのある人や高齢者のみの世帯の人など何らかの支援を必要としている人が地域で安心して暮らすためには、福祉サービス等に関するわかりやすい情報や、身近な場所で気軽に相談できる、複合的な課題にも対応可能な窓口が求められます。

地域福祉計画に盛り込むべき事項として「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」(社会福祉法第107条)があります。これを実現するために、福祉サービスを円滑に利用できるよう情報提供と相談支援体制の充実を図る必要があります。

(6) 不安のない地域づくり

令和6年に発生した能登半島地震では、発災時のボランティアによる支援の必要性と、住民と行政の連携による防災・減災体制の確立の重要性が示されました。また、九州南部で発生した地震の影響による南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発令は、自然災害がどこにでも起こりうるものであることを再認識させました。

さらに、子どもや高齢者など弱い立場にある人が犠牲となる犯罪や事故のニュースを聞かない日はなく、地域ぐるみの見守り体制の充実が求められています。

災害時における避難支援の体制や日常的な見守り体制の確立をはじめ、不安のない地域づくりを進めていく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、「共に生き 共に支え合い みんなで創ろう いつまでも安心して暮らせるまち」という第3期計画の基本理念のもと、地域のつながり・絆の再構築を目指し、住民と行政の協働によるまちづくりを進めてきました。

令和2年の社会福祉法の改正により、地域住民の抱える複雑化・複合化した課題に対応できるよう、包括的な支援体制の整備を行うことを目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

複合化・複雑化した課題とは、高齢の親と引きこもりのこどもが同居する8050世帯、子育てと親の介護を同時にするダブルケア、家族を若者が介護するヤングケアラー、ひとり暮らし高齢者等の社会的孤立に伴うごみ屋敷などの複数分野の支援が必要なものです。本町では、こうした課題を抱える家庭は大きく顕在化していないものの、何らかの生活課題を抱える住民は“生きづらさ”を感じて生活しています。

地域福祉とは、こうした“生きづらさ”の背景にある生活課題を地域の支え合いで解決する仕組みであり、その根底には地域共生社会の考え方があります。

地域共生社会とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、制度間の枠組みや、担い手と受け手の関係を超え、住民はもとより地域の様々な主体が当事者意識を持って参加し、多様で複雑な地域課題をともに解決を図ることで創られる社会です。地域共生の考え方は、これまで本町が進めてきた地域福祉の理念と同じくするものです。

そこで、本計画では、これまでの基本理念の考え方を継承し、「みんなで創る 誰もが自分らしく暮らせるまち ～つながり、支え合い、安心できるまちを目指して～」を基本理念とします。

**みんなで創る 誰もが自分らしく暮らせるまち
～つながり、支え合い、安心できるまちを目指して～**

2 基本目標

第3章に掲げた地域福祉の主要課題を解決し、基本理念を実現するために、次の基本目標に基づき、施策・取組を推進します。

基本目標1 誰もが安心して暮らせる重層的な支援体制づくり

高齢者、障がいのある人、子育て家庭、生活困窮者など何らかの支援を必要とする人が、地域で安心して暮らしていけるよう、住民一人ひとりが抱える生活上の問題に対して、その属性を問わず重層的・包括的に相談を受け止めることができる身近な相談体制や、その問題に対して迅速に対応できる支援体制づくりを進めるとともに、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。また、全ての住民の権利が尊重される仕組みづくりを目指します。

【施策の展開】

- (1) 重層的な相談体制の充実
- (2) 地域における支え合い活動の充実
- (3) 情報提供の充実
- (4) 地域福祉推進団体等への支援
- (5) 権利擁護体制の確立【富加町第2期成年後見制度利用促進基本計画】

基本目標2 地域で活躍できる社会参加の仕組みづくり

心身や経済的な状況、生活環境の変化などにより、社会から孤立してしまうことを防止し、社会で活躍することで地域とのつながりや生きがいがいづくりができるよう、社会参加の仕組みづくりや自立支援に努めます。

【施策の展開】

- (1) 地域における交流活動の推進
- (2) 高齢者や障がいのある人の能力の活用
- (3) 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保
- (4) 生活困窮者の自立支援
- (5) 社会復帰を目指す人への支援【富加町再犯防止推進計画】

基本目標 3

地域を支える人づくり・ネットワークづくり

地域を支える人づくりのため、ボランティアなど地域福祉活動を担う人材育成を推進するとともに、住民の福祉意識を高め、地域の課題解決に向けた行動を起こせるよう、地域共生の考え方の普及や福祉教育を推進していきます。また、災害時などに支援を必要とする人の把握や地域防災の活性化等の支援体制の充実を目指します。

【施策の展開】

- (1) 地域共生社会の理念の普及・啓発
- (2) 地域における拠点の充実
- (3) 福祉教育の推進
- (4) ボランティア・NPOの育成
- (5) 災害時支援の充実

3 施策の体系

【基本理念】

みんなで創る 誰もが自分らしく暮らせるまち
～つながり、支え合い、安心できるまちを目指して～

【主要な課題】

- 地域を支える人づくり
- 地域をつなぐネットワークの強化
- 気軽に組みあわせる地域活動の仕組みづくり
- 気軽に集える居場所づくり
- 情報提供と包括的な相談支援体制の充実
- 不安のない地域づくり

基本目標1 誰もが安心して暮らせる重層的な支援体制づくり

- 【施策の展開】
- (1) 重層的な相談体制の充実
 - (2) 地域における支え合い活動の充実
 - (3) 情報提供の充実
 - (4) 地域福祉推進団体等への支援
 - (5) 権利擁護体制の確立【富加町第2期成年後見制度利用促進基本計画】

基本目標2 地域で活躍できる社会参加の仕組みづくり

- 【施策の展開】
- (1) 地域における交流活動の推進
 - (2) 高齢者や障がいのある人の能力の活用
 - (3) 高齢者や障がいのある人の移動手手段の確保
 - (4) 生活困窮者の自立支援
 - (5) 社会復帰を目指す人への支援【富加町再犯防止推進計画】

基本目標3 地域を支える人づくり・ネットワークづくり

- 【施策の展開】
- (1) 地域共生社会の理念の普及・啓発
 - (2) 地域における拠点の充実
 - (3) 福祉教育の推進
 - (4) ボランティア・NPOの育成
 - (5) 災害時支援の充実

4 SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年に国連総会で採択された、持続可能でよりよい世界の実現のために、令和12年までに達成すべき国際目標です。地球上の誰ひとり取り残されることなく、安定して暮らし続けることができるようにするための具体的な目標を示しており、17の目標と169のターゲットで構成されています。

SDGsの中で掲げられている「誰ひとり取り残さない」という考え方は、地域共生社会の概念、そして本町が進める地域福祉の理念と合致するものです。

そのため、本計画の推進にあたっては、SDGsの趣旨を踏まえて、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての住民の最善の利益が実現される持続可能な地域社会を目指していきます。

●SDGsの17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※第5章では、3つの基本目標それぞれの見出しの下に、関連した目標のアイコンを表記しています。

第5章 施策の展開

1 誰もが安心して暮らせる重層的な支援体制づくり



(1) 重層的な相談体制の充実

取組の概要

8050世帯やダブルケア、ヤングケアラーなど、既存の制度では対応が困難な複合化・複雑化した課題が表面化していることを背景に、高齢者、障がいのある人、子どもなどといった枠組みを超えて重層的・包括的に支援を行うことができる体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が、令和2年の社会福祉法の改正により創設されました。

本町においても、地域で支援を必要とする人が安心して暮らし続けられるよう、住民一人ひとりが抱える生活上の問題に対する属性や世代を問わない重層的・包括的な相談の実施と、その問題への迅速な対応ができる体制づくりを目指します。

住民の取組

～困り事を相談できる相手を持ちます～

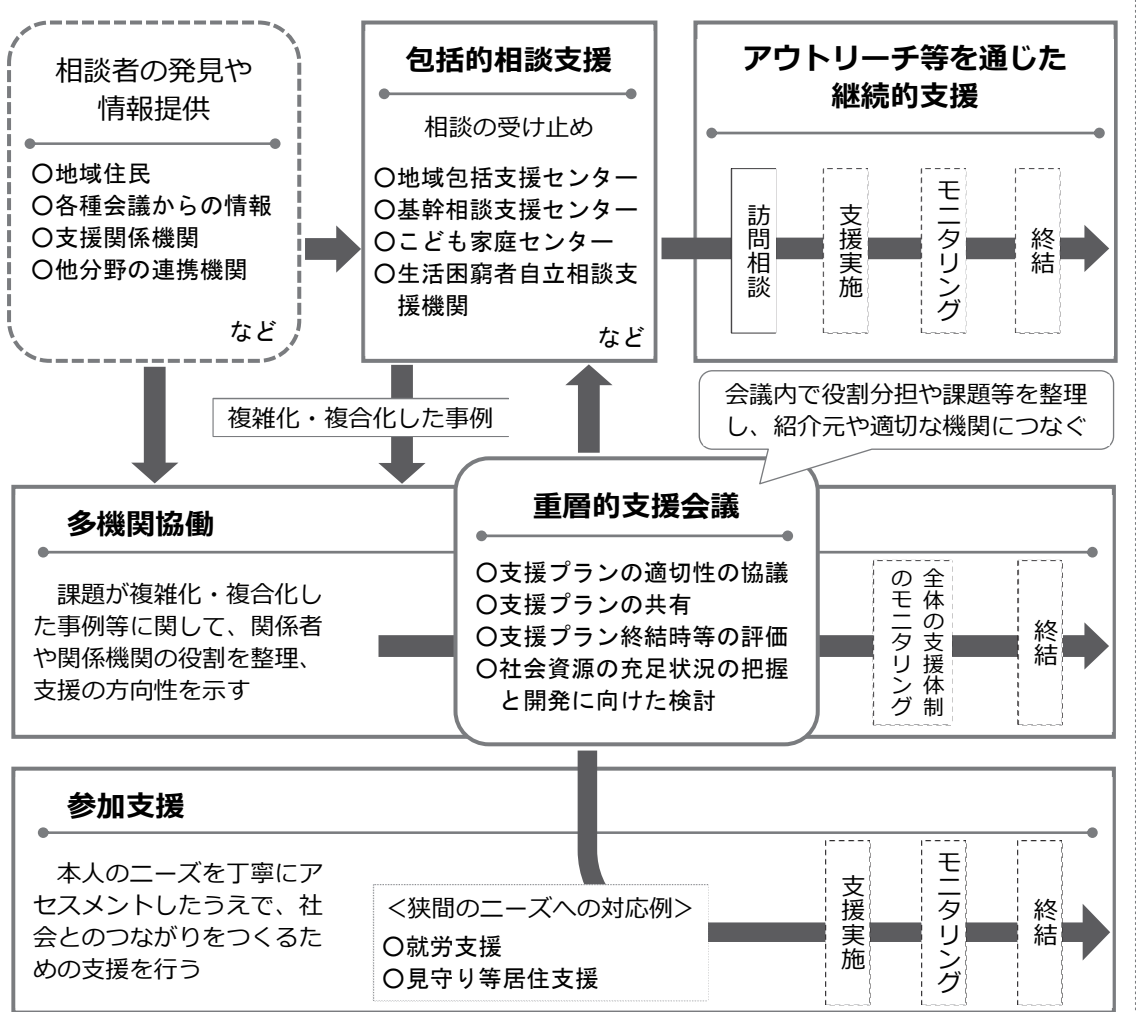
- 悩み事や心配事を打ち明けられるような近所付き合いを心がけます。
- 近隣で支援を必要とする人に、各相談窓口や民生児童委員・主任児童委員などに気軽に相談するよう勧めます。
- 広報誌やホームページなどで相談窓口の把握に努めます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 重層的支援体制の整備

高齢者、障がいのある人、子どもなどといった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対し、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」といった3つの支援を一体的に行うことで、困り事を断らずに受け止め、解決に向けて継続的に支援する、重層的支援体制の整備に努めます。

【重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）】



資料：厚生労働省資料より抜粋（一部改編）

② 相談支援体制の周知

高齢者、障がいのある人、こども・子育てなどの相談については、役場の福祉保健課や教育課のほか、地域包括支援センター、社会福祉協議会、子育て支援センター、こども家庭センターなど対象者や相談内容に応じた窓口を設けています。また、より専門性の高い相談については県の相談機関などがあります。これらの相談支援に関する情報について、広報誌やホームページなどで紹介を行うとともに、福祉関係者などを通して周知を図ります。

③ 相談員の資質向上と関係機関の連携強化

8050問題をはじめとする複合化した福祉課題に対応するため、各種相談支援に携わる相談員の資質向上を図るとともに、よりの確に高度な対応がとれるよう各相談機関の連携を強化します。

(2) 地域における支え合い活動の充実

取組の概要

地域で支え合う気持ちは、住民が地域に関心をもち、地域の人を知ることによって生まれます。誰もが自分の住んでいる地域に愛着を感じ、ふだんからの見守りやいざという時の身近な支援ができるような地域のつながりを築いていきます。

住民の取組

～地域でつながり、支え合います～

- 地域のために自分ができるところを考えます。
- 困り事を抱えた人や見守りが必要な人がいないか、目を配ります。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 支え合い活動の活性化

地域が子ども達を支え合うきっかけとして、あいさつ運動やラジオ体操などを実施し、支え合い活動の活性化につなげます。

② 住民主体の支援体制の構築

外出の困難なひとり暮らし高齢者などにとって、買い物や通院などは重大な生活課題であることから、軽易な生活支援や移送を担うボランティアの育成と支援体制の構築に努めます。

また、日常生活のちょっとした困り事を抱える人に対し、支援者として登録している住民を紹介して解決する、住民同士の助け合い活動である有償ボランティア・生活支援事業（実施主体は社会福祉協議会）の推進に努めます。

③ 見守り支援活動の実施

民生児童委員・主任児童委員による見守り支援活動を実施することで、地域において支援が必要な人を把握するとともに、関係団体との情報共有を行い、支援のための連携体制の強化に努めます。

(3) 情報提供の充実

取組の概要

地域で安心して生活を送るためには、自らサービスを選択し自分に合ったサービスを受けることができるよう情報を入手する必要があります。必要な時に必要な情報が入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

住民の取組

～情報を集め、お互いに伝えます～

- 町の広報誌やホームページ、メールサービスなどの情報媒体を積極的に活用して、日常生活に必要な情報の収集に努めます。
- 福祉サービスなどの必要な情報が必要な人に届くよう、地域住民同士の交流を深めます。
- 民生児童委員・主任児童委員などと協力し、自治会の会合、地域の行事、ふれあい・いきいきサロンなど、情報提供の場づくりに努めます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 情報提供の充実

広報誌、ホームページなどで情報提供を行うとともに、日常生活に役立つ情報を掲載した「とみか生活便利帳」を作成して、きめ細かな情報提供を図ります。

② 人を介した情報提供の充実

ひとり暮らし高齢者などに対し、福祉サービスに関する情報を伝えるには、広報誌やホームページだけではなく、人を介した伝達が有効です。情報提供の媒体の充実を図るとともに、民生児童委員・主任児童委員や自治会の福祉委員等を通じた人を介する情報提供の充実に努めます。

③ 障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供の充実

点字や音声案内など障がいのある人や高齢者に配慮した情報の提供方法を工夫します。

④ 個人情報の保護

各種情報提供において、個人情報の保護に留意します。

(4) 地域福祉推進団体等への支援

取組の概要

地域福祉を効果的に進めるためには、住民一人ひとりをはじめ、地域活動団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、町など、地域を構成するすべての主体がそれぞれの役割を尊重し、理解と協力のもと、地域の課題解決に向けて活動することが求められます。自治会、民生児童委員・主任児童委員、自治会の福祉委員、ボランティア団体など多様な団体などの連携を密にし、さまざまな活動や福祉サービスをつなぐなど、地域のネットワークづくりを進めます。

住民の取組

～協働して地域活動を行います～

- 地域のさまざまな団体がお互いの活動を理解し、積極的に協働します。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 地域の各種団体等への支援

ボランティア団体、自治会、民生児童委員・主任児童委員、自治会の福祉委員、シニアクラブ、障がい者団体等と情報交換を行い、町の施策に反映していくとともに、団体等の活動への支援を行います。

② 民生児童委員・主任児童委員および自治会の福祉委員との連携強化

民生児童委員・主任児童委員および自治会の福祉委員は、住民の身近な相談相手・援助者としてさまざまな活動を行っており、地域福祉を推進するにあたっての中心的な役割を担っています。今後も住民の立場に立った地域福祉の要として位置付け、連携を強化していきます。

③ 地域を支えるネットワークづくり

自治会をはじめとする地域で活動する団体等は、単独で活動するより複数の団体等が協力し合うことでより大きな力を得て、複数の課題の同時解決につながります。地域の団体等は地域福祉活動を支える重要な資源であることから、多様な地域団体等が交流でき、情報共有できる機会をつくります。

(5) 権利擁護体制の確立【富加町第2期成年後見制度利用促進基本計画】

取組の概要

成年後見制度とは、平成12年4月から施行された民法の改正により創設されたもので、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないために、財産管理や日常生活に支障がある人の権利を守ることを目的として、色々な契約や手続などの法律行為を支援する制度です。市町村においては、平成28年5月に施行された成年後見制度利用促進法により、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務とされています。

成年後見制度には、大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。法定後見制度とは、判断能力が十分でない人に対して家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度で、その判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。また、任意後見制度とは、判断能力が十分にあるうちにあらかじめ任意後見人となる人や委任する事務の内容を書面で定めておき、判断能力が不十分になった時には任意後見人が代理で法律行為を行う制度です。

【成年後見制度の種類】

区分	対象	申し立てできる範囲	後見人が同意、または取り消すことができる行為 ^{※1}	後見人が代理することができる行為 ^{※3}	
法定後見制度	補助	判断能力が不十分な人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 配偶者 ・ 4親等内の親族 ・ 市町村長 など	申立てにより裁判所が定める行為 ^{※2}	申立てにより裁判所が定める行為
	保佐	判断能力が著しく不十分な人		借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為
	後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の人		原則としてすべての法律行為	原則としてすべての法律行為
任意後見制度	判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ定めておいた内容に従い、任意後見人が本人を援助			あらかじめ定められた特定の法律行為	

※1：取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2：民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為など）の一部に限ります。

※3：ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

令和6年4月1日現在、本町の高齢化率は30.6%と住民の3割以上が高齢者となっています。さらに、今後は、ひとり暮らし高齢者や認知症の人の増加も予想されるとともに、障がいのある人の地域移行が進むことにより、成年後見制度の必要性が高まっていくものと考えられます。

こうした背景のもと、認知症や障がい等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、権利擁護の観点から成年後見制度の利用促進を図るための体制整備を進めます。

住民の取組

～お互いの権利を尊重します～

- 成年後見制度をはじめ権利擁護に関する制度について理解し、住民の立場でできることに積極的に取り組みます。
- 地域において高齢者、障がいのある人、子どもなどに対する虐待を見逃さないようにし、必要に応じ町へ通報します。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 成年後見制度の充実

認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、必要により町長による後見開始の審判請求とその費用の助成を継続して行います。

② 日常生活自立支援事業の周知

認知症や障がいのために判断能力が十分でない人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業（実施主体は社会福祉協議会）を行います。

③ 権利擁護に係るネットワークの構築と中核機関の設置

地域における権利擁護を推進するため、可茂地域における広域連携により、法律・福祉・医療の専門職や関係機関等が連携するネットワークを構築しています。さらに、法律、福祉等の専門的な支援や関係機関からの協力を得て、地域における連携・対応強化の推進役を担う中核機関を設置しています。

④ 虐待防止ネットワークの強化

虐待の防止、早期発見、早期対応のため、虐待を見つけた場合は専門機関に連絡、相談をすることを啓発するとともに、虐待が発生した場合の権利擁護を含めた支援が行えるよう、関係機関のネットワークの強化に努めます。

2 地域で活躍できる社会参加の仕組みづくり



(1) 地域における交流活動の推進

取組の概要

地域の支え合いは、住民が地域に関心を持ち、そこで暮らしている人を知るところからはじまります。ご近所のつながりだけでなく、さまざまな地域活動や学校、福祉施設などを通じた交流を進め、身近にできる新しい関係づくりを推進します。

住民の取組

～地域の交流を深めます～

- 地域の行事に積極的に参加します。
- こどもが高齢者や障がいのある人と自然に交流できる機会・場をつくります。
- 多世代で参加できる行事を増やします。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 多世代交流の推進

地域住民が活動に関わることでつながりが生まれます。世代間交流などの機会を拡充することにより、地域における世代を越えた関係づくりを進めます。

② 「通いの場」を通じた交流の推進

ふれあい・いきいきサロンをはじめとする「通いの場」など、地域住民が主体的に行う活動がより多くの地域に広まり、多くの住民の参加が得られるよう、地域への働きかけ、立ち上げのための情報・ノウハウの提供等の支援を行います。

③ 地域学校協働活動の推進

学校は、さまざまな教育活動を通じて、地域住民と密接なつながりを持っています。学校を地域活動の拠点の一つとして位置づけ、学校の特性に応じた活動が展開できるよう、地域学校協働活動を推進します。

(2) 高齢者や障がいのある人の能力の活用

取組の概要

誰もが地域を支える担い手であるという地域共生の理念に基づき、高齢者や障がいのある人が地域でいきいきと活動し、その能力を地域の活性化やまちづくりに生かすことができるよう環境を整えます。

住民の取組

～協力して地域づくりを行います～

- 地域住民すべてが、地域を支える大切な担い手であることを理解して、支え合いながら地域づくりを進めます。
- 自分の持てる技術や経験を地域活動に役立て、次の世代に継承していきます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人の生きがいや経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう、町内企業等に対して障がいのある人の一般就労への理解を求めます。また、障がいのある人の雇用義務制度などについての周知を図ります。

② 高齢者の能力活用の促進

定年退職者の増加とともに、シルバー人材センターの果たす役割がますます重要となってきており、専門的知識や技能の習得のための講習会や研修会の開催に協力していきます。

③ 高齢者によるボランティアの促進

こどもの登下校の見守り、高齢者相互の見守りといった地域福祉はもとより、幅広い分野での高齢者によるボランティアの活用を促進します。

④ 誰もが気軽に参加できる環境づくり

高齢者や障がいのある人の生きがいと社会参加を促進するために、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、地域行事などを中心に、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる環境づくりに努めます。

(3) 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保

取組の概要

買い物や通院などで移動が困難な人、運転免許証を自主返納した人等、移動に困難を感じている人の生活の実態やニーズの把握に努め、高齢者、障がいのある人などの社会参加につながる移動支援やまちづくりのあり方について、住民の目線で検討していきます。

住民の取組

～自分にできる支援を考えます～

- 移動や外出で困難を感じている人がいることを知り、地域住民の支え合いでできる支援を考えます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 高齢者移動支援および障がい者移動支援事業の充実

移動に困難を感じている高齢者の社会参加を促進するために、町内の各種施設への送迎を行うデマンド型の高齢者移動支援事業（実施主体は社会福祉協議会）を実施し、日常生活の利便性の向上や生活圏域の拡大に努めます。

また、高齢者世帯や障がいのある人で自家用車がない人など、それぞれの交付要件に該当する人に対してタクシードライバーチケットを交付し、移動支援の充実に努めます。

② 公共交通機関の利便性の確保

高齢者や障がいのある人等が安心して公共交通機関を利用できるよう、利便性の高い運行体系や誰もが利用しやすい車両の普及などを促進します。

(4) 生活困窮者の自立支援

取組の概要

社会経済の変化や地域住民のつながりの希薄化などに伴い、生活困窮に陥る人が増えています。本町においても現状把握に努めるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者を早期に発見し、県等の関係機関と連携のうえ、包括的な自立支援を目指します。

住民の取組

～生活に困っている人を見守ります～

- 地域において生活に困っている人や見守りが必要な人はいないか目を配ります。
- 生活困窮者への理解を示し、地域行事への参加を呼びかけます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 生活困窮者自立支援制度の充実

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活に困窮している人の早期把握に努め、岐阜県社会福祉協議会の生活支援・相談センター（中濃・飛騨支所）などの相談機関へつなぎ、それらの機関と連携を図って支援を行います。また、税務、保健、学校等町の関連部署において生活困窮の心配な人を発見した場合、適切な対応をとり相談機関につなぐよう、庁内の連携を強化します。

② 生活困窮者自立支援制度の周知

生活困窮者は、生活意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動できない場合があります。生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域住民の制度に関する理解が必要不可欠であるため、生活困窮者自立支援制度の周知を図ります。

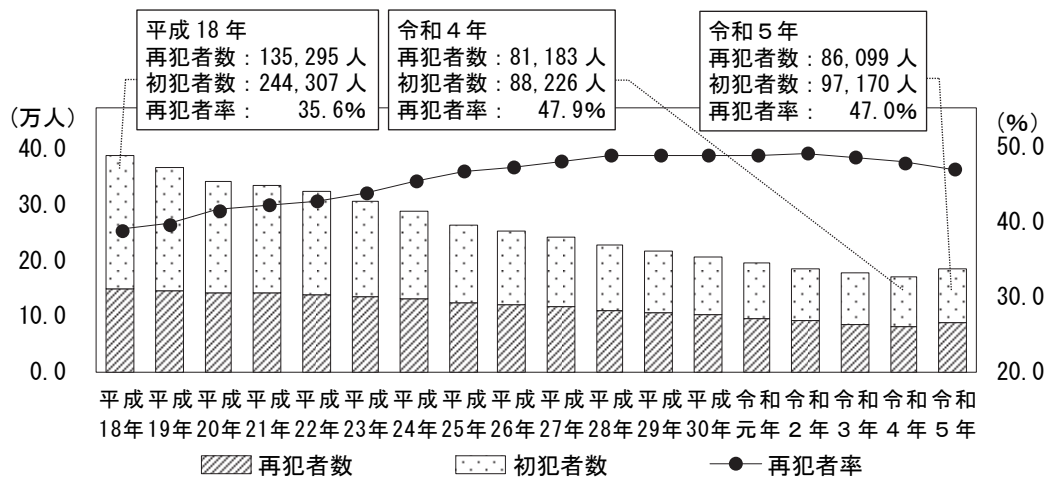
(5) 社会復帰を目指す人への支援【富加町再犯防止推進計画】

取組の概要

犯罪被害を防ぎ、安心・安全に暮らせる社会を構築するためには再犯の防止が重要であることから、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が成立、施行され、市町村は国の再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めることが努力義務とされています。

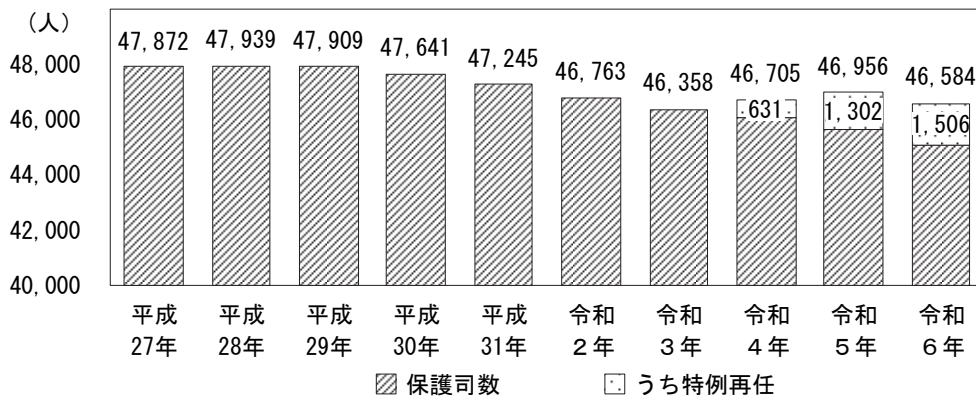
全国的にみると、再犯者数は減少を続けていましたが、令和4年をピークに令和5年には増加しました。また、検挙された人数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、初犯者数の増加に伴い令和3年以降低下していますが、依然50%程度を占めています。さらに、一人ひとりの抱える課題に合わせた支援の充実や、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司等の担い手不足などといった課題も出てきています。

【再犯者率】



資料：警察庁統計

【保護司数の推移】



(注) 特例再任とは、令和3年度から導入された制度で、通常76歳が再任の上限年齢であるところ、保護司本人の希望があれば78歳になる前日まで再任を可能とする制度です。

資料：法務省保護局（各年1月1日現在）

犯罪をした人の社会復帰には、安定した就労や住居が確保できない、地域社会に戻っても理解を得られず孤立するなどといった多くの課題があります。そのため、立ち直ろうとする人の社会復帰について地域で理解し、受け入れ、見守りや支援をしていくことで、自立を促す必要があります。

そのため、本町では県や更生保護サポートセンター等の関係機関と連携を図りながら、犯罪をした人等の再犯を防ぐとともに、社会復帰を支援する取組や支援の担い手の確保に向けた周知・啓発を行います。

住民の取組

～社会復帰を目指す人について理解します～

- 犯罪から立ち直ろうとする人などが孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちます。
- 地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげます。
- 事業者などは、居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労などへの支援に努めます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 住民の理解を得るための啓発活動

犯罪や非行の無い安心・安全な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」などを通して、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、再犯防止への関心と理解を深めるための啓発を行います。

② 支援協力者への支援

安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与するため、更生保護に携わる保護司や更生保護女性会等の活動を支援するとともに、その担い手の確保に向けた周知・啓発に努めます。

③ 必要な支援や相談が受けられ、保健医療、福祉サービスの利用につなぐ支援

更生保護サポートセンターや医療・福祉関係機関、就労支援機関等と連携し、必要な支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止につなげます。

また、生活福祉資金貸付事業などの制度を利用した支援のほか、緊急食糧支援事業など独自の支援事業を展開し、社会復帰につながるよう支援します。

3 地域を支える人づくり・ネットワークづくり



(1) 地域共生社会の理念の普及・啓発

取組の概要

地域共生社会とは、従来の制度や分野といった枠組みや担い手と受け手という関係にとらわれず、地域住民や地域の様々な主体が世代や文化を超えてつながることで、ともに多様で複雑な地域課題の解決を図り、地域を創っていく社会のことです。

地域福祉を推進するためには、この地域共生社会の考え方が不可欠であり、住民や町行政、社会福祉協議会、地域の関係団体などが枠組みを超えて協働することで、誰もが安心して暮らし続けることができるまちの実現につながります。

本町のすべての住民が、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

住民の取組

～互いに支え合う意識を持ちます～

- すべての住民が同じ地域に住む仲間であることを意識します。
- 隣近所の見守りや地域における福祉活動など、住民同士の支えあいを心がけます。
- 地域にはどんな人が住んでいて、どんな社会的な資源があるのか関心を持ちます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 「地域共生」の理念の周知

年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての住民が地域の課題や問題を自分のこととして捉え、その解決に向けて行動・活動できるよう「地域共生」の考え方を周知していきます。

② 地域共生社会の実現に向けた包括的なネットワークの強化

地域福祉の課題を効果的かつ効率的に解決できるよう、地域住民、町行政、社会福祉協議会等が、それぞれの役割を尊重し、持てる能力を最大限に発揮するための連携体制の強化に努めます。

③ 重層的支援体制の整備【再掲】

高齢者、障がいのある人、こどもなどといった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対し、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」といった3つの支援を一体的に行うことで、困り事を断らずに受け止め、解決に向けて継続的に支援する、重層的支援体制の整備に努めます。

(2) 地域における拠点の充実

取組の概要

地域における支え合いの原点である自治会の活性化を目指すとともに、その活動事例や、ふれあい・いきいきサロンなど地域を拠点とした取組の「見える化」を進めることにより、住民の意識の醸成を図ります。また、各活動拠点において関わる住民が地域の課題を共有し、その解決策について話し合いができるような環境を整えます。

住民の取組

～地域活動の活性化を目指します～

- 自分の住んでいる地域のことに関心を持って、自治会等の活動に積極的に参加します。
- 地域住民が集まる場については、高齢者、障がいのある人、子育て中の親子など、誰もが参加しやすい環境づくりを心がけます。
- 地域活動の拠点として活用できる空き家などに関する情報を提供します。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 自治会への加入促進

自治会等の活動は、住民同士の支え合いの基本のため、定住促進奨励金事業において、補助対象に自治会加入を要件とします。

② 地域福祉活動の「見える化」の推進

住民主体の地域活動の立ち上げや運営が円滑に進むよう、利用できる既存施設、先進的に活動しているボランティアの活動内容等の「見える化」を行います。

③ 地域における課題解決の場づくり

自治会等との連携のもと、地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を図る仕組みづくりを進めます。さらに、地域住民が把握した地域課題のうち複合化・複雑化した課題については、多機関の協働による重層的支援体制において対応できるような仕組みづくりに務めます。

④ 生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の充実

生活支援コーディネーターを中心に、さまざまな主体間の情報共有および連携・協働による生活支援体制の整備を推進します。

(3) 福祉教育の推進

取組の概要

住民が福祉への意識を高め、地域のために行動を起こせるよう、住民への啓発活動はもちろん、学校、地域、職場等において、交流活動、体験活動など福祉を身近に感じることのできる福祉教育を推進し、福祉の心を育てていきます。

住民の取組

～福祉意識を高めます～

- 自治会をはじめ、シニアクラブや子ども会など、地域の中で強いつながりを持つ組織を通して、福祉意識を高めていきます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 福祉教育の充実

小中学校の「総合的な学習の時間」などにおいて、社会福祉協議会、社会福祉施設などとの連携を図り、介護などの体験活動を通して交流するとともに、町内会活動や子ども会活動を通して福祉教育の機会を充実することで、児童生徒の福祉の心を育てていきます。

② 生涯学習の推進

ボランティア活動が続けられる環境を整えるとともに、これからの地域における福祉活動の人材育成の観点から、福祉への関心を高める生涯学習の取組を推進します。

(4) ボランティア・NPOの育成

取組の概要

災害復旧にかかる支援活動など、全国的にボランティア活動が活発になってきており、ボランティアに関する住民の関心も高まってきています。

こうした背景のもと、ボランティアやNPO法人（特定非営利活動法人）の活動を、従来の行政サービスなどでは対応しきれない地域の課題・問題を解決するための取組として位置付けるとともに、ボランティア等の担い手となれるよう環境を整え、人材の育成を図ります。

住民の取組

～地域のボランティア活動に参加します～

- 地域の課題や問題を解決するにはどんな活動が必要であるかを考えます。
- ボランティア活動に関する研修・講習会に参加します。
- 地域にどんなボランティア活動があるか調べます。
- NPO法人（特定非営利活動法人）の特徴や何ができるかを学びます。

町行政・社会福祉協議会の取組

① ボランティアに関する情報提供の充実

ボランティア活動参加への動機づけとなるよう、広報媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけます。

② ボランティア体験機会の創出

ボランティア活動を体験することによって、参加する楽しさや大切さが実感でき、それにより継続的な活動に発展すると考えます。社会福祉協議会と協力して、ボランティア活動の体験機会を創出していきます。

③ ボランティアの機能強化

ボランティアの担い手と受け手が情報を共有して、需給調整が効果的に行われるようにボランティアの機能強化を図り、地域の実情に応じたボランティア活動が展開されるよう支援します。

④ ボランティア養成講座等の充実

ボランティア活動を始めようとする人や現在活動している人が、活動に必要な知識や技術を高め、充実した活動を進められるように、社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア養成講座等の充実を図ります。

⑤ NPO法人の育成と活動支援

住民によるサービス提供主体としてNPO法人（特定非営利活動法人）の育成を促進するとともに、その活動状況を把握し支援していきます。

(5) 災害時支援の充実

取組の概要

全国各地で多発する自然災害の教訓として、自分たちの住む地域は自分たちで守るという意識を持つことが重要であると認識させられました。すべての住民が地域で安心して暮らしていくために、防災知識の普及・啓発を図るとともに、住民同士の助け合いを基本とした防災体制の充実を図ります。

住民の取組

～災害時に助け合えるよう備えます～

- 日頃の近所付き合いなどで、避難に支援が必要だと思われる人を把握します。
- 自治会や自主防災組織が中心となり、地域住民が協力して避難行動が難しい人を支援する体制の構築に努めます。
- 地域の防災訓練に積極的に参加します。

町行政・社会福祉協議会の取組

① 避難行動要支援者の把握

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等が災害時に支援を受けられるよう、民生児童委員・主任児童委員と自治会（自主防災組織）を中心に個人情報保護に留意しながら、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握と名簿の作成を行います。

② 住民による支援体制の確立

避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者と具体的な避難支援等の方法について打合せ、避難支援等関係者を定め、個別計画の策定を進めます。また、関係団体、企業等との連携を図り、避難支援等関係者を拡大します。

③ 災害ボランティアの育成

社会福祉協議会との連携のもと、災害時における災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や研修を行い、町内外の災害ボランティアが円滑に活動できるような体制づくりを進めます。

④ 福祉避難所の整備

災害時に要介護者、重度障がいのある人などが安心して避難生活を送れるよう、地域の社会福祉施設などと協定を結び、福祉避難所の整備を進めます。

⑤ 自主防災の推進

防災に関する正しい知識の普及と啓発を図り、自治会単位で行う防災訓練などの支援および自主防災組織や防災ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。

第6章 計画の推進

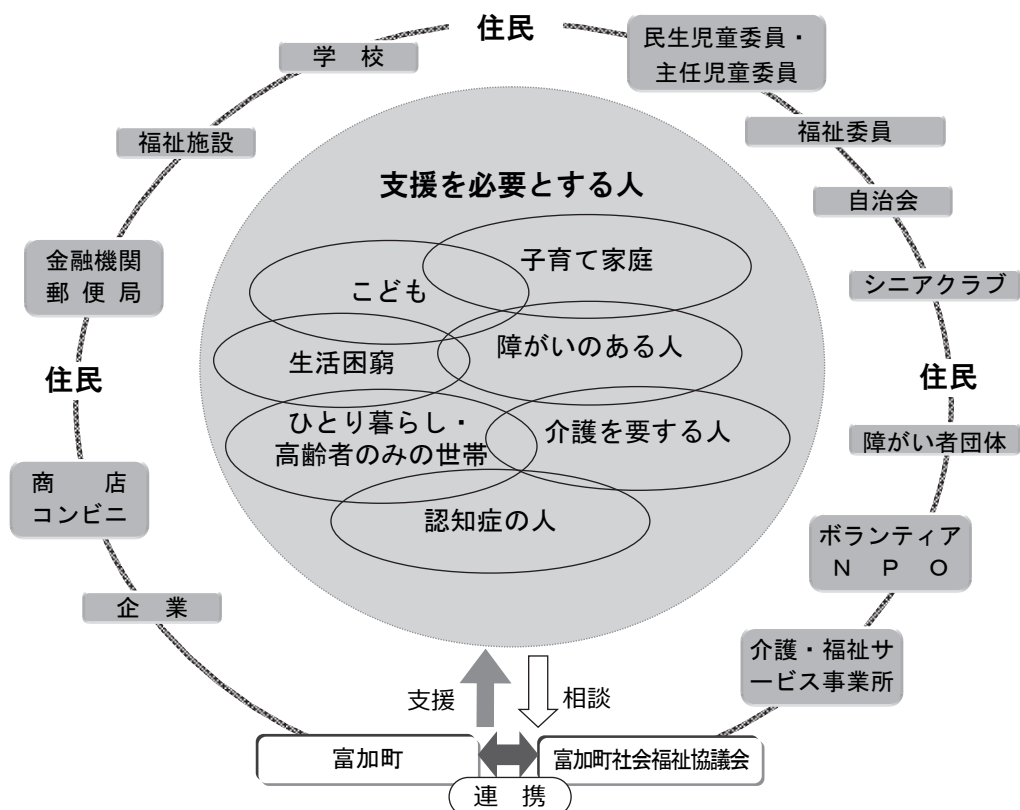
1 地域福祉の推進

(1) 計画の推進主体と連携の促進

地域福祉の推進にあたっては、住民が自らの手で解決できることは自ら行う〈自助〉、地域住民が助け合って問題解決を図る〈互助〉の2つの考え方を基本とし、行政はあくまでもそれを支える立場にあります。町は常に住民が活動しやすい環境を整えることを念頭に置いて施策等を展開していきます。また、計画の具体化を図るために、町職員が直接住民との交流を持ち、地域の実情を肌で感じながら施策・事業を進めていきます。

本計画の実施主体は、地域住民、各種地域団体、ボランティアやNPO法人、地元の企業や商店、学校、社会福祉協議会、町行政などすべてを含んだ地域社会全体であり、それぞれが自らの役割を自覚し、つながることで、より一層大きな力を生み出します。住民一人ひとりの自立が地域社会を支え、地域社会が住民一人ひとりの自立を支え、連携し、協働する力強い地域社会の構築をめざし、町が中心となって団体と団体、団体と個人、個人と個人の連携を促進します。

● 地域福祉推進のイメージ



(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより、教育、防災、防犯、まちづくり、生活環境などさまざまな分野にわたっています。このため、福祉保健課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域の課題を解決するためには福祉関係者、ボランティア、地域住民と協働した施策の展開が求められます。社会福祉法第 109 条で地域福祉の中心的な担い手として位置付けられている社会福祉協議会との連携を強化し、その事業や活動について支援していきます。

(4) 各種地域組織・団体などとの連携

本計画を多様な主体と協働して推進するため、民生児童委員・主任児童委員、自治会の福祉委員をはじめ地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

2 計画の進行管理

計画の進捗状況を客観的に把握し、令和 11 年度には総括的な評価を行います。

3 計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。そこで、広報誌やホームページなどを通して、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えていきます。

第7章 資 料

1 記述式のアンケート調査のまとめ

(1) ボランティア団体等の記述式調査

【対象】

ボランティア団体

とみか食生活サポートの会 (11人)	富加町赤十字奉仕団 (10人)
半布里コミッティー (9人)	読書サポーターズの会 (4人)
生涯学習アドバイザーの会 (12人)	ふれあいいきいきサロン (3人)
民生児童委員・主任児童委員 (11人)	

【調査結果】

① 所属する団体が活動するうえで困っていること

とみか食生活サポートの会
<ul style="list-style-type: none"> ○メンバーの減少。(5件) <ul style="list-style-type: none"> ・新しく入会した方々に期待しているが、お子さんが小さいため、参加できていない。 ○メンバーの高齢化・後継者不足。(4件) <ul style="list-style-type: none"> ・最近はや若い方にも入会してもらっているが、それでも高齢化も進んでいる。 ○住民の認知度が低い。 ○冷蔵庫などの備品の整備を早くお願いしたい。
富加町赤十字奉仕団
<ul style="list-style-type: none"> ○メンバーの減少。(6件) <ul style="list-style-type: none"> ・災害が起きた時のことを考えると、メンバーはもっと多い方が良い。 ・退会を希望しているが、メンバーがより少なくなるため退会できなくなっている。 ○メンバーの高齢化。(3件) ○活動の機会が少ない。 ○メンバーがいない自治会については、内部のことがわからない。各自治会に何人かボランティアの方がいれば、そういった自治会内のこともよくわかると思う。 ○給食サービスや独居友愛訪問の時に人手不足で困っている。民生委員の方の協力が得られると良い。
半布里コミッティー
<ul style="list-style-type: none"> ○活動の認知度が低い。(5件) <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化により活動が広まらない。 ○メンバーが少ない。(2件) <ul style="list-style-type: none"> ・所属しているメンバーはいるが、実際に活動するメンバーが少ない。 ○メンバーの高齢化・後継者不足。(2件) ○日本最古の戸籍、国史跡の夕田茶臼山古墳、加治田城など郷土が誇るものがあるにもかかわらず、資料館に足を運ぶ住民が少ない。

読書サポーターズの会
○メンバーの入れ替わりが少ない。（2件） ・新しいメンバーが入らない。 ・メンバーが高齢化している。
生涯学習アドバイザーの会
○メンバーの高齢化・後継者不足。（8件） ・高齢化により、新しいことに挑戦することが難しくなった。若い方にも加入してもらい意見を聞くことで、活動内容等も変えていけると良い。 ・高齢化が進むことにより、活動の継続が難しくなる恐れがある。 ・若いメンバーに加わってほしい。 ○メンバーの減少。（2件） ・「2年間の通信教育を受ける」という条件があり、加入までのハードルが高いのも原因の一つである。 ○多様な能力や知見を持つメンバーの受け入れ。（2件） ・一部のメンバーに負担がかかりすぎているため、年齢や経験、スキルなど、多様な人材を受け入れる体制づくりが必要。 ○活動の実施自体が難しい。
ふれあいいいききサロン
○後継者がいないため、70歳前後の人たちを勧誘しているところである。 ○会員が減少傾向にある。加入対象の年齢の方はいるものの、仕事や親の介護、高齢化による健康不安、住民の意識の変化により、声をかけてもなかなか会員になってもらえない。 ○活動場所に常駐している担当者がいないため、活動の際は早めに行ってエアコン等の電源を入れる必要がある。
民生児童委員・主任児童委員
○メンバーの後継者不足。（2件） ○活動をするための情報が少ない。（2件） ・プライバシーの問題もあり、個別訪問する際の情報が少ない。 ・こどもに関する情報が少ない。 ○住民の情報の入り方が様々で、難しい。 ○対象世帯が多く、対応や情報伝達に苦慮している。 ○仕事をしながら務めているので、訪問のための時間を確保する必要があり、調整が大変。

② 所属する団体が活動するうえで住民に協力してほしいこと

とみか食生活サポートの会
○メンバーとして加入してほしい。（6件） ○行事に参加してほしい。（2件） ・町民まつりの際に多くの方にブースに来てもらえているが、その中で味噌汁の塩分濃度測定にももっと参加してほしい。 ○町の広報誌をしっかりと読んでほしい。

富加町赤十字奉仕団
<p>○活動に参加してほしい。（４件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報等をよく見て参加してほしい。 ・「赤十字奉仕団」という名称から敷居を高く感じられてしまうが、もっと気軽に参加してほしい。 <p>○メンバーとして加入してほしい。（４件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる時にできることだけやってもらえれば良いので、メンバーに加わってほしい。 ・給食サービスや独居友愛訪問の時に、訪問先を探すのに住所と地図を見ながら運転するのは危険なので、各地区から数人メンバーとして加わってほしい。 <p>○団体や活動に興味を持ってほしい。</p>
半布里コミッティー
<p>○活動に参加してほしい。（４件）</p> <p>○町内各地区でもっと関わりを増やしたい。（２件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の集会やこども会、PTAの集まりなどで話をさせてほしい。 <p>○活動を知ってほしい。</p> <p>○町の広報誌をしっかりと読んでほしい。</p> <p>○もう少し身近なものとして、資料館を活用してほしい。「夏休み自由研究サポート」なども実施しているが問い合わせは少なく、ぜひ親から勧めてほしい。</p> <p>○文化財や史跡について、住民からもアピールしてほしい。</p>
読書サポーターズの会
<p>○絵本ライブなどの活動に参加してほしい。（２件）</p> <p>○メンバーとして加入してほしい。（２件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校で朝朗読をしている方々に、読書サポーターズの会にも加入してほしい。
生涯学習アドバイザーの会
<p>○活動に参加してほしい。（６件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が限られた人になっているので、新しい人にも参加してほしい。 ・意見交換会に参加してもらい、活動について意見や提案をしてほしい。 <p>○メンバーとして加入してほしい。（３件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後活動内容を拡大するためには人材が必要だと感じる。 <p>○広報や回覧等をもっとよく読んでほしい。（２件）</p> <p>○特定のスキルを持っている方は、そのスキルを生かして団体を支援してほしい。</p> <p>○常に学び楽しみ、多くの住民と交流する機会に自ら進んで参加してほしい。</p>
ふれあいいきいきサロン
<p>○ボランティア活動など、負担にならない程度で良いので活動に参加してほしい。</p>
民生児童委員・主任児童委員
<p>○福祉委員と連携したい。（３件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員との連携をとる方法がわからない。 ・配布物がたくさんある時は、福祉委員さんなどに手伝ってもらえるとありがたい。

③ 所属する団体が活動するうえで役場や社会福祉協議会に協力してほしいこと

とみか食生活サポートの会
<p>○広報で活動を取り上げて、PRしてほしい。（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一緒にメンバーの募集もしてほしい。 <p>○給食サービスについて、調理をするだけにしてほしい。（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配達はやい方をお願いしたい。 <p>○行事や発表の場などを共有して、その場に参加してもらえると住民の励みになると思う。</p> <p>○調理室の開放日を決めて、利用できるようにしてほしい。</p>
富加町赤十字奉仕団
<p>○赤十字のことや赤十字奉仕団のことを住民に周知してほしい。</p> <p>○研修の機会をもっと増やしてほしい。専門職からもっと詳しく学びたい。</p> <p>○赤十字の活動の役割や意義、発足された経緯について、わかる人に説明してほしい。</p> <p>○社会福祉協議会と町のつながりが弱く、もっと町が全面協力すべきである。互いの溝をなくす必要があると感じる。</p> <p>○あくまで民間の一般人の集団なので、頼れる専門的なリーダーになってほしい。</p>
半布里コミッティー
<p>○歴史のPRを一緒に行ってほしい。（4件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは役場や社会福祉協議会に活動についてガイドするので、町内文化財に誇りをもってもらったうえで一緒にPRをしたい。 <p>○活動費を補助してほしい。（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料館周辺の整備のときの花苗等を補助してほしい。 <p>○会の活動として、富加町のイベントに参加させてほしい。</p> <p>○行事や発表の場などを共有して、その場に参加してもらえると住民の励みになると思う。</p> <p>○特産品の量産について協力してほしい。</p> <p>○奈良正倉院にある半布里戸籍の原本を、希望する住民が見られる機会をつくってほしい。</p> <p>○不定期になるかもしれないが、広報に「資料館だより」を入れてほしい。</p> <p>○近隣市町の広報でも、資料館収蔵品の紹介をしてほしい。</p> <p>○役場の職員の方や社会福祉協議会の方にも、もっと富加町について知ってもらいたい。</p> <p>○専門家から災害時の備えの重要性などを聞きたい。</p>
読書サポーターズの会
<p>○活動について理解したうえで、協力してほしい。</p> <p>○会の活動に対して、多少の予算をつけてほしい。</p> <p>○講師への謝礼金を増額してほしい。</p>
生涯学習アドバイザーの会
<p>○ボランティア向けの研修会等を開催してほしい。（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税や福祉施設等、専門知識を持っている職員の話聞く場を開催してほしい。 <p>○古墳めぐりについて、町民ですら知らない人が多いので、もっと宣伝してほしい。</p> <p>○必要な講座を開催する際は、人を派遣してほしい。</p> <p>○活動に関する予算の支援。</p> <p>○町や社会福祉協議会の方がどんな協力をしてもらえるのかがつかめていないので、まずはお互いコミュニケーションをとれる協議の場があると良い。</p> <p>○町内にどのようなボランティア団体があるのかを知らない。一覧表があると便利である。</p>

ふれあいいいききサロン
<ul style="list-style-type: none"> ○参加者に喜んでもらえる企画の提案。 ○自治会等を退会する人も出てきているので、地域の住民同士で交流できる雰囲気づくりをしてほしい。
民生児童委員・主任児童委員
<ul style="list-style-type: none"> ○回覧板などで、色々な情報を発信してほしい。 ○情報開示を速やかにしてほしい。

④ 所属する団体が活動するうえで他のボランティア団体等と連携したいこと

とみか食生活サポートの会
<ul style="list-style-type: none"> ○イベントの開催。（2件） <ul style="list-style-type: none"> ・人数不足の際には応援として各活動に参加しても良い。 ○他の配食サービスに協力してもらい、給食サービスの配食回数を増やしたい。 ○災害時における連携ができると良い。 ○年末の保健センター調理室の掃除について、年一回と考えれば年末でなくても良いと思うので、気候の良い月の午前から開始にしてほしい。
富加町赤十字奉仕団
<ul style="list-style-type: none"> ○他のボランティアと給食サービスで連携したい。（2件） <ul style="list-style-type: none"> ・とみか食生活サポートの会と連携したい。 ○ふれあいいいききサロンと、防災や応急手当に関する活動を連携して行いたい。 ○自治会単位で、もっと防災のことを学んでほしい。 ○何らかのイベントを協同して実施できると良い。 ○それぞれの団体のメンバー同士が交流できると良い。 ○老若男女が集うことができる、地域の人々の居場所づくり。 ○コミュニティ・スクールへの参加。
半布里コミッティー
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の歴史セミナー等のイベントの開催。（3件） ○ひまわり畑等をつくる際に、環境保全の会などの他団体に機械を使った協力をお願いしたい。 ○夕田茶臼山古墳周辺の整備の際に、夕田環境保全の会に協力してほしい。 ○コミュニティ・スクールなどと連携したい。 ○情報交換をしたい。
生涯学習アドバイザーの会
<ul style="list-style-type: none"> ○自分たちが実施している企画に参加してほしい。（2件） ○団体間の交流により、新しい企画やプログラムを考えること。 ○高齢者が「いきいきできる場」を整備すべきなので、色々な課との会議が必要。
ふれあいいいききサロン
<ul style="list-style-type: none"> ○同じ地区内にいる、自宅で子育てをしている人も参加できる機会をつくりたい。

民生児童委員・主任児童委員
<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報等の関係もあり、自治会とのきめ細かな連携が難しいと思っている。 ○複数の問題を抱えている人へ支援する際は、それぞれ関わりのあるボランティアの担当の方と連携したい。 ○イベントの参加人数が少ないので、参加意欲をもってもらえる工夫があれば連携したい。 ○他の団体の情報をもっと知りたい。 ○どのような団体やボランティアがいるかわからない。

⑤ 所属する団体が今後、力を入れて取り組もうとしている活動

とみか食生活サポートの会
<ul style="list-style-type: none"> ○活動のPR。（2件） <ul style="list-style-type: none"> ・SNSでの発信。 ○住民の健康向上を食生活で支えること。 ○町民まつりでは、皆様に喜んで食べてもらえるようがんばりたい。
富加町赤十字奉仕団
<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育。（7件） <ul style="list-style-type: none"> ・大地震への備え。 ○高齢者等の見守り。（2件） ○応急手当の方法について。
半布里コミッティー
<ul style="list-style-type: none"> ○富加町の歴史や文化のPR。（8件） <ul style="list-style-type: none"> ・富加町の財産である地域の特徴や古墳等を、他地域の方にも知ってもらおうこと。 ・戦時中に町民に起きた出来事を聞き取り、後世に伝える活動をしたい。 ・住民に対する、歴史遺産の価値の広報活動。 ○国史跡の保護。（2件）
読書サポーターズの会
<ul style="list-style-type: none"> ○本の好きな子どもを増やすための活動。（2件） ○読書の推進。 ○若い年代の親が集まることのできる場づくり。
生涯学習アドバイザーの会
<ul style="list-style-type: none"> ○富加町の良いところを伝えていくこと。（2件） <ul style="list-style-type: none"> ・富加町の歴史等、町内のことを知ってほしい。 ・「住んでよかったとみか」を実感してもらえる活動を目指している。 ○古墳めぐり。 ○放課後の見守りボランティア。小学校の下校時刻が15～16時のため多くのボランティアの方にとって参加が難しいが、もう少し人数が増えるとありがたい。 ○障がいのある方が安心して活動に参加できるよう、バリアフリーや支援体制の整備。 ○消極的な学習者が成果を発表する機会づくり。 ○タウンホール等を利用し、町内の各団体に講演をしてもらうことで、参加者に様々な力をつけてもらう活動。 ○何に力を入れて取り組むか団体で話し合ったことがないので、それが今後の課題である。

ふれあいいきいきサロン
<input type="checkbox"/> 失われつつある地域のつながりを、少しでも維持できればと思っている。 <input type="checkbox"/> シニア活動の一つとして行っている地域の清掃作業や花壇の手入れなどには比較的多くの人に参加してもらえるので、地域の奉仕活動には関心を持っている人も多いと考える。
民生児童委員・主任児童委員
<input type="checkbox"/> 高齢者の生きがいづくり。 <input type="checkbox"/> 活動についてのPR。町民まつりに民生委員のブースを出して、活動をアピールできるとよい。 <input type="checkbox"/> 老人クラブやこども会について、以前のような活動を行いたい。

⑥ 支援が必要だと思う方や家族

とみか食生活サポートの会
<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの人。（4件） <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者。 ・ひとり暮らしの男性。食事の支援が必要だと思う。 ・その人が支援を必要としているかがわからない。支援が必要な人について行政で把握していることを教えてもらえれば、手伝うこともできる。 <input type="checkbox"/> 高齢で夫婦のみの世帯。
富加町赤十字奉仕団
<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの人。（5件） <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者。 ・畑や家の周囲の掃除、草引きなどができない方が増えてきているので、その支援が必要だと思う。 <input type="checkbox"/> 高齢者世帯。 <input type="checkbox"/> 障がいのある方がいる家庭。 <input type="checkbox"/> 身体の不自由な方。 <input type="checkbox"/> 不登校傾向にある子どもたちの居場所があると良い。 <input type="checkbox"/> 通院時の移動支援。
半布里コミッティー
<input type="checkbox"/> ひとり暮らしの人。（2件） <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者。 <input type="checkbox"/> 子育て世代。（2件） <input type="checkbox"/> ヤングケアラーのこども。 <input type="checkbox"/> 不登校のこども。
読書サポーターズの会
<input type="checkbox"/> 高齢者。 <input type="checkbox"/> ひきこもりの人。

生涯学習アドバイザーの会	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らしの高齢者。（４件） ○こどもがいない、または遠方に住んでいる高齢者のみの世帯があり、老老介護になっている家庭もある。 ○障がいのある方、特に若い方の雇用支援。 ○自力で移動することが難しい人。
ふれあいいいききサロン	
	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢で夫婦のみの世帯。
民生児童委員・主任児童委員	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らしの人。（３件） <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者。 ・日中、家に一人でいる人。 ○自力で行動できない方々。災害などの時の支援方法に困っている。 ○支援が必要な人はいるが、地域のはずれに住んでいる方だと情報がない。 ○困っている人もいると思うが、その中には自分から話をするのがなかなかできない方もいらっしゃると思う。

⑦ 富加町の「良いところ」と「悪いところ」

とみか食生活サポートの会	
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○自然が多く住みやすい環境。（３件） <ul style="list-style-type: none"> ・空気がおいしい。 ○今でも住民間の交流が残っている。 ○親切な人が多い。 ○元気な高齢者が多い。 ○自治体規模が小さいので、住民の声が届きやすい。 ○福祉の支援が行き届いている。 ○役場周辺で用事を済ませることができる。 ○買い物等、特に不便なところがない。 ○自然災害が少ない。 ○社会教育がしっかりと行われている。
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○町外へ行くための交通支援が少ない。（２件） <ul style="list-style-type: none"> ・町外の大きな病院に行く時、町内同様の移動支援をしてほしい。 ○荒れ地や耕作放棄地が多い。（２件） ○空き家が増えている。また、それに伴い野良猫が増えて、近所トラブルにつながっている。 ○近所に集まることができる公的な場所がない。 ○道路の整備。特に通学路。 ○高齢化により、肉体的負担を伴うボランティアの人材が減っている。 ○役場周辺でないと済ませられない用事が多い。 ○水道料金、介護保険料が高い。

富加町赤十字奉仕団	
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が充実している。（２件） <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援が充実している。 ○小さなまちなので、色々な面で町内全域が見渡せる。（２件） ○地域の人々が穏やかで優しい。（２件） ○住みやすい。 ○日常生活に必要なお店が近くに色々あって、買い物に便利である。 ○人口が増えており、こどもも多くなっている。 ○災害が少ない。 ○自然が多く、のんびりとしている。
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○交通の便が悪い。（３件） <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関が少ない。 ・運転免許証を返納した時に、病院や買い物に困る。 ○人口の増加に伴い、地域の交流が減っている。（２件） <ul style="list-style-type: none"> ・自治会へ入らない方々が増えており、地域の絆がなくなってきた。 ・移住者と昔から住んでいる人との交流ができていないか疑問がある。 ○保守的、閉鎖的な面がある。 ○毎年同じことを繰り返しており、住民に積極性がないところ。
半布里コミッティー	
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもたちが元気で仲が良い。（２件） ○共助の精神が根付いている。 ○明るい雰囲気がある。 ○住民が優しい。 ○若い人が多くなっていること。 ○豊かな歴史がある。 ○たくさんの文化財がある。
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○男女差別の風潮が残っているように感じる。（２件） ○町の将来について真剣に考えている人が少なく、無関心な人が多い。 ○人まかせにする人が多い。 ○自尊心がない。 ○働き盛り世代の文化財への興味が薄い。 ○銀行・ＡＴＭが少ない。 ○良いところが思いつかないが、それは富加町の良いところが住民にアピールできていないということだと思う。
読書サポーターズの会	
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○住みやすい。（２件） <ul style="list-style-type: none"> ・こじんまりしている。 ・古い歴史があり、昔から住むことに適している気がする。 ○こどもたちが安心して生活できる。 ○適度に田舎で、自然にあふれている。 ○他市の方が、絵本ライブやひな祭りのまち歩きの催し等に感心していた。
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○車が運転できなくなった時の移手段。（２件） ○町のもっている良さを生かしてきていない。 ○良いところをもっと外部にアピールできると良い。

生涯学習アドバイザーの会	
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○人口が増えている。(3件) <ul style="list-style-type: none"> ・移住者が増加している。 ・最近は特に若い世代の家族が増えている。 ○自然が豊かである。(3件) <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動で道に草花が多く生えている。 ○歴史があるまちである。(2件) <ul style="list-style-type: none"> ・古い街並みや歴史ある建物が残っており、歴史と文化に触れられる。 ○穏やかで落ち着いたまちである。(2件) ○小さな町のため、住民同士が交流しやすい。(2件) ○子育て支援が充実している。 ○こどもが遊ぶことのできる公園がある。 ○住民に優しく温かい人が多い。 ○地域のつながりができている。 ○海や川の反乱、土砂崩れ等の自然災害の恐れが少ない。
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の整備について。(2件) <ul style="list-style-type: none"> ・道がせまく歩道が少ないので、高齢者、障がい者、こどもにとって危険。 ・街灯が少なく、夜間に危険を感じる。 ○高齢者の移動手段。(2件) <ul style="list-style-type: none"> ・高齢になり、運転ができなくなった場合、買い物が不便。 ○人口の増加に伴い、住民同士の交流が希薄化している。(2件) ○空き家、耕作放棄地、荒れ地の増加。 ○高齢化が進んでいる。 ○町の各課、社会福祉協議会、地域の各団体がそれぞれ同じような企画やイベントを行っており、住民にとってわかりづらい。横の連携がまったくできておらず、それぞれが単独で行っているという感覚がある。 ○信頼度が高い公的なサービス等があまりない。 ○婚活等、出会いの場が少ない。増やしてほしい。 ○目立った特産品がない。
ふれあいいきいきサロン	
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉や健康増進事業に熱心に取り組んでいる。 ○ちょうど良い規模のまちで、近所の人顔がわかる。 ○町の担当者の方の顔がよく見える。
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○紙面による手続きが多い。タウンホールや公民館等の予約をスマホで完結できるようにしてほしい。
民生児童委員・主任児童委員	
良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○人口が増えている。(4件) <ul style="list-style-type: none"> ・家が建つことに伴い、こどもが増えている。 ○自然が多い。(2件) ○町の職員もしっかりしていて、住みよいまち。 ○お店があって買い物がしやすく、子育てもしやすい。 ○活気がある。 ○人との付き合いが身近に感じられる。 ○田園風景が広がり、穏やかな街並み。 ○ボランティア活動に力を入れている人が多い。
悪いところ	<ul style="list-style-type: none"> ○新しく引っ越ししてきた方との交流があまりできていない。 ○高齢化に伴い、活動の実施やその方法等が難しくなっていくこと。 ○公共交通機関が長良川鉄道とあい愛バスのみとなっている。 ○「歴史があるまち」という特徴が生かされていない。

(2) ケアマネジャーの記述式調査

【対象】

ケアマネジャー 計2人

【調査結果】

① 富加町の「良いところ」と「悪いところ」

良いところ	○規模の小さいまちであり、ほとんどの方が知り合いのような関係性になっている。 ○住民の声が行政に届きやすい。
悪いところ	○何かあると、ちょっとしたことでもうわさとして広まるように感じる。

② 利用者の家族などで、介護以外で困っていること

○要介護認定を受けている利用者本人と、障がいのある配偶者、学生と社会人のこどもがいる家庭について、現在は80代の実母が他市から来て支援しているので生活が成り立っているものの、今後在宅での生活を継続していくためにはどのように支援をするべきか悩んでいる。

③ 利用者が自宅で安心して最期を迎えられると思う条件

○夜間でも往診に来てもらえるなど、在宅医療の充実。
○地域の方のゴミ出しの支援について、行っている地区とそうでない地区があるが、全地区で行ってもらえるとよい。

④ 地域の団体やボランティアに協力してもらいたいこと

○移送サービスについて、本人が申し込まなければならず、それができる人しか利用できない。ケアマネジャーが申し込んで利用できるようなるとよい。
○地域にある団体やボランティアの内容を知りたい。

⑤ 富加町における福祉課題

○町外の病院へ行くための手助けがあるとよい。
○他市の病院への移動でも移送サービスが利用できると聞いたが、介護タクシーを利用している方もまだ多い。

⑥ 役場や社会福祉協議会に期待することや要望など

○福祉車両を利用している方から、他の予約が入っていたために利用できないことがあると聞いている。福祉車両の保有台数を増やすことはできないか。

(3) 小中学校への記述式調査

【対象】

富加小学校および双葉中学校

【調査結果】

<富加小学校>

① 学校と地域住民が一緒に取り組んでいる活動

- 令和4年度より、地域学校協働活動（コミュニティ・スクール）の取組を進めている。取組においては、学校運営協議会を軸に、学び部（学習サポート）、安心・安全部（登下校の見守り、あいさつ活動、学校内の整備等）として、合計82名のサポーターに支えていただいている。

② 地域資源としての学校のあり方

- 体育館や運動場は、社会教育施設として平日の夜間及び土曜、日曜に開放している。
- 現在のところ、余裕教室はない。
- 地域学校協働活動のサポーターの方々には、控え室を用意している。

③ 地域住民に対して望むこと

- 温かい見守りや声かけに子どもたちは支えられて、地域に育てていただいている。これからも見守ってほしい。

<双葉中学校>

① 学校と地域住民が一緒に取り組んでいる活動

- 年1回、資源回収を行っている。住民の方から資源を提供してもらい、生徒と保護者が回収を行う。また、令和5年度から資源回収コンテナを設置しており、それを利用してくださる住民の方もいる。
- 地域学校協働活動として、「夏休み学習会の指導」「English Fan Dayのガイドサポート」「職場体験」を実施。実績としては、夏休み学習会の指導は令和6年度に延べ30名の参加、English Fan Dayのガイドサポートは令和5年度に7名の参加があり、職場体験は令和6年度に39事業所の協力により110名程度の生徒の受け入れをもらった。
- エコキャップの回収を行っている。

② 地域資源としての学校のあり方

- 教室は足りないくらいで、余裕教室はまったくない。
- 体育館やグラウンドの貸し出しは、土日の部活動の地域クラブ化との兼ね合いを考え、今後手続き等のシステム化が必要。

③ 地域住民に対して望むこと

- 地域学校協働活動として、草刈り等学校の環境整備についてご協力をお願いしたい。
- 夏祭り等で、中学生をボランティアとして活躍させていただけるのがとてもありがたい。そういった場であいさつやマナー、貢献することの喜び等について、社会教育をしていただきたい。
- 令和8年度に部活動の地域クラブ化が完全実施となる。今後のことも見通して、生涯を通じてスポーツや文化に触れられる体制をつくってほしい。

④ 町や社会福祉協議会に期待すること

- 保護者の家庭教育力に疑問を感じる家庭が増えているように思う。しかし、とみかこども園やあゆみ教室などが不安を抱える保護者と丁寧につながっていることや、こども課が子ども相談センターと連携を取りながらつながってくれていることが、とても大切でありがたいことだと思っている。一人でも多くのこどもを救うために、継続していただきたい。
- 今後、不登校生徒の増加が予測される。子育てに悩む親が相談できるような機関、場所について広く周知するとともに、時にはそういった機関の職員が園や学校を訪問して、その場で相談できるようにするのも効果があると思う。

2 計画の策定経緯

年 月 日	内 容
令和6年 5月13日	第1回 事務局打ち合わせ ・策定方針、スケジュール等の確認
7月23日	福祉委員、民生・児童委員合同研修会 (意見交換を通じ地域課題を把握)
7月30日～8月8日	社会福祉協議会主催の住民懇談会に参加 (南・西・東の各公民館、タウンホール会議室で開催)
8月1日～9月5日	ボランティア団体等、ケアマネジャー、小中学校への記述式調査の実施
11月14日	第2回 事務局打ち合わせ ・記述式調査の結果確認 ・計画案の内容を検討
令和7年 1月31日	富加町地域福祉計画策定委員会 ・記述式調査の結果報告 ・計画案の説明、検討と承認
2月10日～3月11日	パブリックコメントの実施

3 富加町地域福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

平成30年2月28日

告示第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく富加町地域福祉計画を策定するため、富加町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、医療保健関係者、福祉関係者、地域活動団体関係者、行政関係者、その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総括し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定されるまでの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員任命後の最初の会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 委員会は、事業の遂行を図るため実務者会議を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿等

【委員】

区分	氏名	役職名	職名
学識経験者	林 由香里	富加町議会文教厚生常任委員会 委員長	委員長
医療保健関係者	杉山 靖和	医療法人慈成会杉山クリニック 理事長・院長	
福祉関係者	長尾 諭	富加町民生委員・児童委員協議会 会長	
	櫻山 一倉	社会福祉法人富加町社会福祉協議会 会長	副委員長
地域活動	板津 敏彦	富加町シニアクラブ連合会 会長	
団体関係者	梅村 れい子	富加町赤十字奉仕団 委員長	
行政関係者	亀山 和彦	富加町教育課長	

【事務局】

氏名	役職名
小林 靖司	富加町福祉保健課長
兼松 正子	富加町福祉保健課福祉係長

第 2 部

第 4 期 富加町地域福祉活動計画

第4期 富加町地域福祉活動計画

令和2年度から5か年の計画である「第3期富加町地域福祉活動計画」（以下「第3期計画」という。）は、以下の基本計画体系に基づき事業を行い、令和6年度である今年度最終年度を迎えました。第3期計画においては、計画期間の内4年間は新型コロナウイルス感染症の発生により、予定していた多くの事業で実施内容の変更や休止を余儀なくされるなど困難な状況ではありましたが、感染症の推移や制約に対応しながら、可能な限りの事業推進に努めてまいりました。

そして、令和7年度から5か年の次期計画となる「第4期富加町地域福祉活動計画」の策定にあたっては、第3期計画の事業を評価検証したうえで、「第4期富加町地域福祉計画」の基本理念である「みんなで創る 誰もが自分らしく暮らせるまち ～つながり、支え合い、安心できるまちを目指して～」（＝地域共生社会）の実現に向けて、その基本目標・施策に基づき、本会の今後5年間の地域福祉活動の方向性や取り組みを定めます。

1 事業評価について

第3期富加町地域福祉活動計画（令和2～6年度）

令和2年に日本国内で発生した新型コロナウイルス感染症による社会生活の制限は、第3期計画の推進にも大きく影響を与えました。

特に福祉サービスは、人と人との関わり合いにより成り立っている部分が大きく、行動制限自体が計画の遂行の障害になったことは否めません。

また、令和5年5月以降新型コロナウイルス感染症は第2類から第5類へ移行し行動制限は解除されましたが、第3期計画の実施事業においては、計画どおりに実施できなかった部分も多くありました。

こうした厳しい事業期間ではありましたが、第3期計画（5年間）の事業の評価検証を行い、引き続き事業を実施するもの・目標達成により次のフェーズに進むもの・内容の見直しが必要なものに仕分けして、次期地域福祉活動計画につないでいきます。

■ 基本計画の体系

基本目標	施策	実施事業
1 地域を支える人づくり・ネットワークづくり	1 地域共生社会の理念の普及・啓発	1 住民懇談会
	2 福祉教育の推進	1 福祉協力校指定事業 2 小中学生ボランティア体験事業 3 出前講座
	3 ボランティア・NPOの育成	1 ボランティア養成講座の開催 2 ボランティア活動のコーディネート機能の強化
	4 地域における交流活動の推進	1 ふれあい会食会 2 児童センターの行事を通じた交流
2 地域を見守る支え合いの仕組みづくり	1 地域における支え合い活動の充実	1 暮らしのサポーター活動の充実と近隣の支えあいの仕組みを構築 2 地域見守りネットワーク事業の充実
	2 地域における拠点の充実	1 介護予防拠点施設の活用 2 ふれあい・いきいきサロン活動の支援
	3 生活困窮者等の自立支援	1 生活困窮者自立支援事業の実施協力と事業主体への移行準備 2 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業) 3 生活福祉資金貸付事業
	4 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保	1 移動支援事業 ・社会実験として試験実施 ・事業化の検討
	5 災害時支援の充実	1 災害ボランティアセンター設置事業 2 災害備品の整備 3 災害時の対応に関する住民への周知と啓発 4 災害ボランティアの養成

3 誰もが気軽に利用できるサービスの仕組みづくり	1 情報提供の充実	1 広報紙による情報提供 ・とみか社協だよりほっとほっと ・富加町社会福祉協議会だより ・ボランティア情報の発信 ・児童センターだより 2 ホームページ、SNSの活用
	2 相談体制の充実	1 福祉総合相談事業 ・一般相談 ・無料法律相談 2 結婚相談事業 3 子育てに関する相談助言 ・児童センター 放課後児童クラブ ・幼児から義務教育終了後までの切れ目のない支援体制 4 生活支援体制整備事業の促進
	3 地域福祉推進団体等への支援	1 福祉関係施設 団体連絡会 2 登録ボランティア団体連絡会
	4 権利擁護体制の確立	1 中核機関としての成年後見支援センターの設置に向けた検討

基本目標 1

「地域を支える人づくり・ネットワークづくり」

施策 1 ●地域共生社会の理念の普及・啓発

(計画番号 1-1-1)

住民懇談会

- 新型コロナウイルス感染症による行動制限により、毎年地域住民の皆さんと本会職員が直接話し合う場を設けることで、地域課題の確認や住民相互の協力、支え合いにより解決できる問題などを知ってもらう機会としていましたが、令和2年から令和5年までは実施できず、最終年の令和6年度のみ地域福祉活動計画の策定に向け、懇談会を開くことができました。

住民の声を直接聞く機会を設け、地域の皆さんと一緒に安心して暮らし続けるまちづくりを目指すための重要な事業であることから、次年度以降も実施していくことが重要です。

- 住民との懇談する機会については、次期計画においても継続していきます。

施策 2 ●福祉教育の推進

(計画番号 1-2-1)

福祉協力校指定事業

- 年度当初に小中学校の福祉担当教諭と打ち合わせを行い、助成金の主旨や支援内容を説明し、計画段階から関わりを持つこととしました。
- 担当教諭からの依頼で本会職員が授業の一部を受け持つこともありましたが、最近では外部講師による講演等が主となっていました。
- 未来を担う子どもたちが、社会福祉にふれる大切な機会として位置づけ、次期計画においても事業を継続していきます。

(計画番号 1-2-2)

小中学生ボランティア体験事業

- 従来実施してきた福祉施設での介護体験は、コロナ禍の影響で実施できませんでした。特に高齢者施設では、ウイルス性疾患への感染防止対策のため現在でも面会に制限があるなど、今後も介護体験の実施は難しいと考えます。
- 児童センターでの指導員体験は、令和6年度から再開しました。
- その他、介護者の集いや給食サービスのボランティア活動に参加するなど、体験内容は形を変えて実施できるようになりました。
- コロナ禍以降、事業実施には様々な制限がありますが、小中学生のボランティア体験の重要性を鑑み、実施方法を見直しながら事業を継続していきます。

(計画番号 1-2-3)

出前講座

- コロナ禍の影響で、人が集まる機会が大幅に減り現在も実施していません。
- 地域からの要望も少ないことから、事業の必要性について検討する必要があります。

施策3 ● ボランティア・NPOの育成

(計画番号 1-3-1)

ボランティア養成講座の開催

- ボランティアの基礎講座、手話講座、点字講座、傾聴講座等で技術習得をめざした講座を実施する予定でしたが、コロナ禍の行動制限により開催は困難と判断し、実施できませんでした。
- 高齢化や社会生活の変化により、ボランティアの担い手が徐々に減少している状況にあり、新たな担い手の育成は急務であります。
ボランティア活動をしてみたいという潜在的な要望はあることから次期計画においては、生活支援研修として様々なテーマでの研修開催を予定します。

(計画番号 1-3-2)

ボランティア活動のコーディネート機能の強化

- 分野別のボランティアの募集と登録の推進は、コロナ禍でも継続しました。くらしのサポーター事業を有償ボランティア事業に移行する中で、生活支援の担い手としてのお助け会員の募集など行ってきました。
- 登録ボランティアのデータベース化は毎年行っており、ボランティアのコーディネート機能強化はボランティア活動の推進のための重要な取り組みであることから、次期計画に継続して盛り込みます。

施策4 ●地域における交流活動の推進

(計画番号 1-4-1)

ふれあい会食会

- コロナ禍の行動制限により、飲食を伴う集まりは自粛していましたが、その後の状況下で実施できる事業として、地域で集まりレクリエーションを楽しんだ後、手作りの弁当を持ち帰り用に配付する「地域ふれあい会」事業へと内容を移行してきました。
- 町内5地区で開催していた「地域ふれあい会」を令和6年度から他地区の友人と一緒に参加できるように2地区にまとめて開催する「ふれあい会」に移行しました。また、芸能を主としたボランティアの発表の場として「芸能を楽しむ会」を開催し、地域交流事業の新しい形を創設しました。
- 事業は盛況のうちに終わり、参加者の感想は好評であったことから、次期計画でも継続して取り組む計画とします。

(計画番号 1-4-2)

児童センターの行事を通じた交流

- 地域団体との交流事業として、とみか食生活サポートの会の協力により児童センターの利用児童に手作りおやつ等の提供を行ってもらう事業が令和5年度から再開しました。
- 子育て中の親子が参加し、参加親子同士の交流を図る「ほっとブレイクデー」の実施を令和6年度から再開しました。
- その他行事での地域との交流は実施できませんでした。地域との交流事業は児童たちにとって大切な体験となりますが、本会での企画調整が難しいことや子ども会などでの事業実施が一般的であることから、本事業の必要性について検討する必要があります。

基本目標 2

「地域を見守る支え合いの仕組みづくり」

施策 1 ●地域における支え合い活動の充実

(計画番号 2-1-1)

くらしのサポーター活動の充実と近隣の支えあいの仕組みを構築

- コロナ禍で活動自体が減少し、年間数件の依頼に対応してきましたが、担い手不足や依頼件数が少ない状況の中、団体としての活動が十分機能できないことから、令和6年度から持続可能な新しい事業形態として、有償ボランティアによる地域支えあい事業への移行を図ってきました。
- 今後、きめ細かなニーズの吸い上げにより、有償ボランティアの活動が活発に行われるような方策を検討のうえ事業継続を行います。

(計画番号 2-1-2)

地域見守りネットワーク事業の充実

- 従来、年1回の福祉委員、民生児童委員・主任児童委員、自治会長の合同研修会を開催し、制度の主旨や福祉委員の活動についての研修を行ってきましたが、令和2年度から3年間はコロナ禍のため研修に代えて資料配布を行いました。
- 救急医療情報キットの配布により、緊急時に必要な支援が受けられる体制をつくりました。独居や高齢者世帯の見守りを継続していくために、見守り形態の方法検討が必要と認識しており、引き続き事業を継続します。

施策 2 ●地域における拠点の充実

(計画番号 2-2-1)

介護予防拠点施設の活用

- 「どうだん」の運営はコロナ禍で休業を余儀なくされ、変則的な運営に迫られました。その状況下においても、感染予防を徹底しサロン運営について努力をしてきました。

図表 I 「どうだん」の開館日数(令和2～5年度)

単位：日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
204	232	291	286

- 介護予防講座の開講も、感染予防に徹しながら実施に努めました。

図表Ⅱ 介護予防講座の開講回数（令和2～5年度）

単位：回

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
-	51	109	94

- 運営主体のボランティア「とみかのわか」が解散したことで、施設運営を社協直営に見直しました。
- 地域住民の介護予防のために重要な「集いの場」であることを認識しており、講座など各種介護予防事業に積極的に取り組みます。令和6年度までと同様に令和7年度から5年間指定管理者として施設運営に携わります。 （継続）

（計画番号 2-2-2）

ふれあい・いきいきサロン活動の支援

- コロナ禍でサロン開催を見合わせる地区や解散するサロンも出てきました。
- 助成金申請請求等の事務が高齢者には負担となることから、制度設計の見直しが課題となっていました。令和5年度途中から、新たに「ミニサロン」を活動形態として設けたことで、申請事務等を軽減しました。また、新たにサロンを始めた地区が2地区出てきたことから、継続できるよう支援を行っています。
- 今後は、助成金申請等事務が実施主体の過度な負担とならないような配慮を検討し、サロン活動の活性化を図ることが求められます。 （継続）

施策3 ●生活困窮者等の自立支援

（計画番号 2-3-1）

生活困窮者自立支援事業の実施協力と事業主体への移行準備

- コロナ禍で生活困窮に陥る世帯も多く、生活福祉資金の貸付けと合わせて生活困窮者支援が重要な役割を果たしました。また、県社協が実施する岐阜県生活支援・相談センターへの情報提供や連携による支援を行ってきました。

今後も、生活困窮者の自立支援のための取り組みが必要です。 （継続）

（計画番号 2-3-2）

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

- 成年後見までのつなぎ的に利用されることが多く、事業期間を通じて利用される方はありませんでした。

- 生活保護世帯で家計管理が困難な方に対する金銭管理を求められることが多く、主業務である福祉サービス利用援助事業の部分は、ケアマネジャーが行うことが多いので、その役割分担についても内容検討する必要があります。

(計画番号 2-3-3)

生活福祉資金貸付事業

- 本則の貸付は、通常時は年1件程度の状況でしたが、コロナ禍においては就労できなくなった方などへの特例貸付が行われ、令和2年度から令和4年度まで44件の貸し付けがありました。
支援が必要な方のために、引き続き事業を継続します。
- 現在貸付金の償還が始まっていますが、償還が困難な方も見受けられ、その後の生活状況の把握や償還指導について県社協直轄事業であることから、密接な連携のうえ償還関連業務の支援を行います。

施策4 ●高齢者や障がいのある人の移動手段の確保

(計画番号 2-4-1)

移動支援事業

- 社会実験として本会で単独事業にて実施してまいりましたが、令和4年度以降は富加町からの受託事業として事業化され、送迎日数も月曜日から金曜日までの午前中運行となり大幅に利用が増えました。
- 令和6年度からは、月曜日から金曜日までの終日運行となり、町内（一部町外）の医療機関や小売店での買い物以外にも、仲間内で喫茶店へ行くなどの目的でも利用可能としたことで利便性が向上しました。移動に困る高齢者等の重要な移動手段であり、事業の継続が必要と認識します。
- 町外向けの移動支援事業については、ニーズの把握や車の手配、移動時間を含めた運行管理など運行に関する検討事項が複雑で多くあることから、事業実現の可能性については、今後の検討課題であります。

図表Ⅲ 移動支援事業利用人数の推移（令和2～5年度）

単位：人

令和2年	月	火	水	木	金	計
4月	12	-	4	-	-	16
5月	8	-	2	-	8	18
6月	0	-	7	-	5	12
7月	7	-	5	-	4	16
8月	5	-	4	-	3	12
9月	2	-	2	-	6	10
10月	4	-	6	-	6	16
11月	6	1	4	-	11	22
12月	3	6	3	-	6	18
1月	3	1	4	-	7	15
2月	5	4	3	-	3	15
3月	4	4	3	-	8	19
計	59	16	47	0	67	189

令和3年	月	火	水	木	金	計
4月	1	3	5	-	10	19
5月	4	4	6	-	6	20
6月	4	1	2	-	5	12
7月	4	3	7	-	6	20
8月	3	6	4	-	7	20
9月	3	3	5	-	8	19
10月	5	5	7	-	11	28
11月	6	6	5	-	6	23
12月	3	9	8	-	7	27
1月	6	5	7	-	11	29
2月	2	7	4	-	6	19
3月	2	8	4	-	8	22
計	43	60	64	0	91	258

令和4年	月	火	水	木	金	計
4月	6	11	12	16	7	52
5月	18	3	10	3	7	41
6月	13	6	11	12	12	54
7月	5	6	11	7	11	40
8月	10	11	10	7	11	49
9月	5	6	8	13	9	41
10月	15	8	19	13	13	68
11月	9	19	10	12	14	64
12月	12	13	11	21	14	71
1月	11	7	8	15	13	54
2月	6	17	18	11	16	68
3月	8	2	8	21	20	59
計	118	109	136	151	147	661

令和5年	月	火	水	木	金	計
4月	7	6	13	13	7	46
5月	10	12	14	6	9	51
6月	8	15	16	20	15	74
7月	7	10	11	12	18	58
8月	14	13	12	21	7	67
9月	9	14	10	16	21	70
10月	14	18	15	11	14	72
11月	9	10	17	17	11	64
12月	17	16	18	9	12	72
1月	15	15	18	9	15	72
2月	12	5	16	12	13	58
3月	13	14	5	13	15	60
計	135	148	165	159	157	764

施策5 ●災害時支援の充実

(計画番号 2-5-1)

災害ボランティアセンター設置事業

- 令和2年10月に、富加町との間で災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書を締結し、発災時には双方の協議により本会が災害ボランティアセンターを設置することが明記されました。

令和6年1月に発生した能登半島地震や同年9月に発生した能登半島豪雨からも、大災害後の地域の復旧には災害ボランティアのマンパワーが必要不可欠であり、災害ボランティアセンターの設置・運営は重要な役割であることを認識しています。

- 災害ボランティアセンターの設置に関しては、発災時のスムーズな運営に備えるために定期的な訓練が必要です。令和5年度から設置研修（座学）を実施し、令和6年度は模擬受付（実地）の研修を実施し、地域住民や行政職員に災害ボランティアセンターについて理解してもらうための機会を増やしているところです。
- 研修参加者からは、「継続した研修が必要」や「初めて災害ボランティアセンターの役割が理解できた」「大変重要な研修である」などの感想も頂き、次期計画においても継続して実施していきます。

(計画番号 2-5-2)

災害備品の整備

- 大災害時には、災害ボランティアセンターが設置されることを想定し、必要な備品の整備を継続して進めています。共同募金配分金を財源に備品の整備を行っていますが、単年度予算には限りがあることから、必要な備品整備を計画的に継続して進めます。

(計画番号 2-5-3、2-5-4)

災害時の対応に関する住民への周知と啓発、災害ボランティアの養成

- 災害図上訓練や自主防災組織リーダー研修は、コロナ禍により開催できませんでした。
- 今後、行政で実施される地域防災訓練や災害ボランティアセンターの設置研修と合わせて、災害時の初動対応について学ぶ機会を設けるなど事業方法を検討し、災害に対する住民への周知・啓発の機会を増やすことが重要と考えます。

基本目標 3

「誰もが気軽に利用できるサービスの仕組みづくり」

施策 1 ●情報提供の充実

(計画番号 3-1-1)

広報紙による情報提供

- 行政が自治会長に配付依頼する手紙配りにおいて、紙媒体による全戸配布物や回覧文書などの配付量の削減が課題となっており、紙面の統合や他媒体での情報提供なども検討する必要があります。
- 従来どおりに社協だより「ほっとほっと」を継続するメイン情報誌に位置づけます。「児童センターだより」や「どうだん通信」など必要な情報の精査や統合などの方法を工夫する必要があります。
- 必要に応じて、新聞折込みやWEB、メール等の媒体での情報提供方法も検討する必要があります。

(計画番号 3-1-2)

ホームページ、SNSの活用

- ホームページの更新を定期的（月1回）に行い、常に新たな情報を提供しています。
(継続)
- SNS媒体での情報提供は、現在実用化していませんが、発災後の災害ボランティアセンター設置等のタイムリーな情報発信が必要な場合に活用できることから、実用化に向けた取り組みが必要です。

施策 2 ●相談体制の充実

(計画番号 3-2-1)

福祉総合相談事業

- 一般相談については、本会で随時実施しています。
- どこに相談したらいいのかわからない場合の最初の相談先として、本会職員が日常業務の中で相談に対応してきました。

- 生活支援コーディネーターがアウトリーチ活動の中で対応するものも多く、障がい者（児）、高齢者に係る相談が多くを占めています。
- 今後、相談に対応する職員のスキルアップを図ることが課題です。
- 無料法律相談は、コロナ禍の間中も相談時間を短縮し、継続的に実施しました。
- 専門家である弁護士による無料法律相談は、相続など財産に関する相談が一番多く（22件）あり、次に離婚に関する相談（6件）が多くありました。
- 次期計画においても、福祉総合相談は継続して事業を実施し、相談体制の確立を図ります。

図表Ⅳ 一般相談実績（令和2～5年度）

単位：件

	相談件数内訳																			相談件数	備考	
	①生計	②年金	③職業・生業	④住宅	⑤家族	⑥結婚	⑦離婚	⑧健康・保健・衛生	⑨医療	⑩人権・法律	⑪財産	⑫事故	⑬児童福祉・母子保健	⑭教育・青少年	⑮障がい者（児）福祉	⑯母子福祉・父子福祉	⑰老人福祉	⑱苦情	⑲その他			
令和2年度															3		9		1	13		
令和3年度																6		5		6	17	
令和4年度					1											3		5			9	
令和5年度												1			1		1		1		4	
相談種別合計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	13	0	20	0	8	-		

図表Ⅴ 無料法律相談実績（令和2～5年度）

	相談日数（日）	相談件数内訳（件）																			相談者数（人）	1回当たり平均相談者数（人）	備考		
		①生計	②年金	③職業・生業	④住宅	⑤家族	⑥結婚	⑦離婚	⑧健康・保健・衛生	⑨医療	⑩人権・法律	⑪財産	⑫事故	⑬児童福祉・母子保健	⑭教育・青少年	⑮障がい者（児）福祉	⑯母子福祉・父子福祉	⑰老人福祉	⑱苦情	⑲その他					
令和2年度	3					2					6										8	8	2.67	コロナ禍で1回中止	
令和3年度	3	1			1						3									1	9	9	3.00	会場の都合で1回中止	
令和4年度	4	1				1	2				10										2	16	16	4.00	
令和5年度	4	1		1	1	2		1			2	3								1	12	12	3.00		
相談種別合計	3	0	1	2	4	1	6	0	0	2	22	0	0	0	0	0	0	0	0	4	-	-	-		

(計画番号 3-2-2)

結婚相談事業

- 周辺の市町村において住民以外は会員登録できない場合が多いことや周辺市町村に比べ開所日数も多く、居住地ではない富加町に登録や相談に来所される傾向にあり、富加町は住民以外の登録が多い状況にあります。そのため、**継続が必要と認識**します。

また、登録年齢の上限（49歳以下）を設けている周辺の市町村があるため、50歳から富加町に登録を変更される傾向があります。年齢が高くなれば、登録会員も少なく、出会いにも結びつきにくい状況となりますので、本町においても年齢制限（20歳以上59歳以下）を設けました。

図表Ⅵ 結婚相談事業の概要

【相談者の属性】

	相談合計 (件)	性別 (人)			相談者区分 (人)			相談区分 (件)					住所区分 (人)			相談内容区分 (件)							
		男性	女性	不明	本人	親族	その他	来所	電話	メール	その他	町内	町外		不明	問合せ	登録	再登録	情報閲覧	お見合申込	申込回答	コンサポと連絡	その他の相談
													県内	県外									
令和2年度	222	160	62	0	191	19	15	110	78	49	5	39	168	13	1	28	19	10	81	66	27	29	72
令和3年度	207	172	35	0	194	7	6	113	59	44	0	34	156	17	0	24	13	11	93	77	21	21	63
令和4年度	174	152	22	0	160	13	1	111	38	14	17	25	140	7	1	19	12	14	106	84	8	15	41
令和5年度	178	133	45	0	175	2	1	117	35	14	11	12	155	5	1	8	14	9	96	90	19	6	57

【会員登録者数】

単位：人

	登録者数（年度末）			退会者数		
	男	女	計	男	女	計
令和2年度	25	13	38	9	3	12
令和3年度	34	8	42	3	5	8
令和4年度	36	6	42	10	3	13
令和5年度	37	10	47	7	1	8

【土曜日の相談日の実績】

単位：件

	来所	電話	メール	その他	合計
令和2年度	42	15	5	0	62
令和3年度	40	11	8	0	59
令和4年度	43	2	0	4	45
令和5年度	49	2	0	4	55

【マッチング数】

単位：件

	申込	依頼	合計	お見合い	交際成立	成婚
令和2年度	66	90	156	31	7	2
令和3年度	86	85	171	41	17	0
令和4年度	96	54	150	32	12	1
令和5年度	91	117	208	44	11	2

【お見合い成立、交際成立の割合】

単位：%

	お見合い成立	交際成立
令和2年度	19.9	22.6
令和3年度	24.0	41.4
令和4年度	21.3	37.5
令和5年度	21.2	25.0

(計画番号 3-2-3)

子育てに関する相談助言

- 児童センターや放課後児童クラブの利用時に、指導員に子育て相談ができる状況にあり、気軽に相談できる場所と機会が提供できていると考えます。
- 子育てに関する相談窓口は複数ありますが、連携できていない状況にあることから、子育て相談総合窓口として一元化を図るなど体制整備をすることが重要であると考えます。(事業見直し)

(計画番号 3-2-4)

生活支援体制整備事業の促進

- 富加町からの受託事業として、生活支援コーディネーターを配置しました。
- 生活支援サービスのニーズ把握のため、関係機関等へ訪問活動を行いました。
- 高齢者の利用できる既存サービスの把握とデータベース化を進め、暮らしに役立つ情報誌「とみか生活便利帳」として冊子を作成し、配布しました。
- 協議体会議や研修会を開催し、参加者から意見聴取を行いました。
- 事業趣旨である住民主体で地域の困りごとを解決するしくみづくりまでは現在のところ至っておらず、次期計画においても継続して事業確立に向けた取り組みを進めます。

施策3 ●地域福祉推進団体等への支援

(計画番号 3-3-1)

福祉関係施設 団体連絡会

- コロナ禍で会議等行う状況にはありませんでした。
- 町内にある福祉法人は町外に本部があることから、連絡会を組織することは難しく組織化できる見込みが立ちませんでした。今後は、事業の必要性と実現の可能性について検討する必要があります。

(計画番号 3-3-2)

登録ボランティア団体連絡会

- コロナ禍で活動自粛の状況下ではありましたが、4団体が活動を廃止し、新たに4団体の登録がありました。

- 施設訪問を主とする芸能ボランティアの発表の機会を「ふれあい会」や地域サロンで実現しました。
- 団体連絡会の組織化は、登録ボランティア団体の活動が定着・充実してから行うことが望ましいと考え、今後事業の必要性と実現の可能性については時間をかけて継続して検討していきます。

施策4 ●権利擁護体制の確立

(計画番号 3-4-1)

中核機関としての成年後見支援センターの設置に向けた検討

- 可茂圏域では、成年後見支援センターは市町村直営で設置する方向性が決定され、富加町においても地域包括支援センターが中核機関として位置づけられています。
- 可茂圏域では、権利擁護推進会議が組織され、成年後見受任調整会議の機能を持つことになっています。
- 成年後見支援を法人後見で対応できるのかが課題であり、体制整備をはじめ成年後見支援センター設置の可否について結論を出す必要があります。
今後、事業の必要性と実現の可能性について時間をかけて検討する必要があります。

2 第4期富加町地域福祉活動計画について(令和7～11年度)

(1) 基本理念及び基本目標

富加町社会福祉協議会の実施計画となる第4期富加町地域福祉活動計画(令和7～11年度)は、第4期富加町地域福祉計画の基本理念である「みんなで創る 誰もが自分らしく暮らせるまち ～つながり、支え合い、安心できるまちを目指して～」を基本理念とし、計画で掲げられる基本目標・施策のもと、第3期計画(令和2～6年度)の事業評価を踏まえ、基本計画体系に基づき計画的に事業に取り組みます。

(2) 基本計画体系

地域福祉活動計画の基本計画体系は、以下のとおりとします。

基本目標	施策	実施事業
1 誰もが安心して暮らせる 重層的な支援 体制づくり	1 重層的な相談体制の充実	1 福祉総合相談体制の確立 2 結婚相談事業
	2 地域における支え合い活動の充実	1 生活支援体制整備事業の推進 重点 2 有償ボランティア・生活支援事業 3 地域見守りネットワーク事業
	3 情報提供の充実	1 広報紙による情報発信 2 ホームページ、SNS等を活用した情報発信
	4 地域福祉推進団体等への支援	1 ボランティア団体連絡会の創設と支援
	5 権利擁護体制の確立【富加町第2期成年後見制度利用促進基本計画】	1 法人後見センター設置の検討
2 地域で活躍できる社会参加の仕組みづくり	1 地域における交流活動の推進	1 ふれあい会 芸能を楽しむ会の開催 重点
	2 高齢者や障がいのある人の能力の活用 新規	1 ボランティアなど高齢者の地域活動への参加を促進・支援 新規
	3 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保	1 移動支援事業

	4 生活困窮者等の自立支援	1 生活困窮者自立相談支援事業 2 日常生活自立支援事業 3 生活福祉資金貸付事業
	5 社会復帰を目指す人への支援 新規 【富加町再犯防止推進計画】	1 福祉サービスの利用促進 新規 2 関係機関との連携強化 新規
3 地域を支える人づくり・ネットワークづくり	1 地域共生社会の理念の普及・啓発	1 福祉座談会
	2 介護予防にかか る拠点の充実	1 介護予防拠点施設「どうだん」の活用 2 いきいきトレーニングプラザの活用 新規 3 ふれあい・いきいきサロンの活動支援
	3 福祉教育の推進	1 福祉協力校指定事業 2 小中学生ボランティア体験事業
	4 ボランティア・NPOの育成	1 ボランティアの養成及びコーディネート機能の強化
	5 災害時支援の充実	1 災害ボランティアセンター設置事業 重点 2 災害備品の整備

(3) 富加町地域福祉活動計画の実施事業について

基本目標 1 「誰もが安心して暮らせる重層的な支援体制づくり」

施策 1 重層的な相談体制の充実

計画番号		1-1-1								
実施事業名		福祉総合相談体制の確立								
方針		相談しやすい環境を整備するとともに、相談者に寄り添いながら、関係機関と連携し、問題の解決にあたる相談体制を確立します。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活支援、介護予防、子育て等に関する相談への対応。 ■ 無料法律相談の実施。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 窓口や電話での相談や各事業の利用者から相談は、原則相談受付者が対応し、必要に応じて担当者及び関係機関と連携のうえ問題の解決にあたります。 ■ 本会で対応困難な相談は、相談者の了承のうえ対応可能な関係機関を紹介します。 ■ 法的な対応が必要な相談は、弁護士への相談ができるよう無料法律相談を実施します。 ■ 包括的な相談体制の確立のため、関係機関との連携・強化を図ります。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金	
	◇	→					寄附金		町受託金	◇
							共同募金	◇	その他受託金	
							町補助金		事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">■ 富加町 <li style="width: 50%;">■ 可茂県事務所 <li style="width: 50%;">■ 弁護士会 <li style="width: 50%;">■ 社会福祉士会 <li style="width: 50%;">■ 司法書士会 <li style="width: 50%;">■ 児童相談所 <li style="width: 50%;">■ 岐阜県社会福祉協議会 <li style="width: 50%;">■ 教育委員会 <li style="width: 50%;">■ 地域包括支援センター 			

計画番号		1-1-2								
実施事業名		結婚相談事業								
方針		近隣の結婚相談所や岐阜県マリッジサポートセンターと連携し、出会いの場を広く提供するとともに結婚に関する相談と支援を行います。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ ぎふマリッジサポートセンター会員登録の受付。 ■ ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク会員への婚活イベントの周知。 ■ マッチングとお見合いに関する相談と支援。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク会員の登録事務と婚活イベントなど会員へのPR周知を行います。 ■ 結婚相談所のパンフレットを作成し、各施設に配布します。 ■ マッチング、お見合い及びお付き合いに関する相談とアドバイスを行います。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費		その他補助金	
	◇	→					寄附金		町受託金	◇
							共同募金		その他受託金	
							町補助金	◇	事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 岐阜県 ■ 県内の結婚相談所 ■ ぎふマリッジサポートセンター ■ 婚活イベントを行う事業所 			

施 策 2 地域における支え合い活動の充実

計画番号		1-2-1									
実施事業名		生活支援体制整備事業の推進 重点									
方針		<p>「地域で安心して暮らし続ける事ができるまちづくり」推進のため、地域住民や各種団体などの様々な人々と連携しながら、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進することは重要です。</p> <p>地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。</p>									
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活支援コーディネーターの配置。 ■ 既存サービスのニーズ把握及びデータベース化。 ■ ニーズのある新たなサービス創出の可能性検討。 									
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活支援コーディネーターが対象者のニーズ把握を行います。 ■ 生活支援研修会を開催します。 ■ サービス提供者や事業者等から、提供可能サービスの情報を収集します。 ■ 協議体の会議（ガヤガヤ会議）を開催し、地域ニーズの把握と提供できるサービス創出の可能性を検討します。 ■ サービス情報をデータベース化し、「生活便利帳」として関係機関や住民に情報提供を行います。 									
実施年度	7	8	9	10	11	財 源 (新規○) 継続◇	会 費		その他補助金		
	◇	→						寄 附 金		町 受 託 金	◇
								共 同 募 金		その他受託金	
								町 補 助 金		事 業 収 入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制		<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">■ 富加町 <li style="width: 50%;">■ 地域包括支援センター <li style="width: 50%;">■ サービス提供事業者 <li style="width: 50%;">■ 町内外の一般事業者 <li style="width: 50%;">■ 医療機関 <li style="width: 50%;">■ ボランティア 			

計画番号		1-2-2								
実施事業名		有償ボランティア・生活支援事業								
方針		<p>ひとり暮らしの高齢者が地域で暮らすためには、庭の草刈りや電球交換などのちょっとした困りごとの解消が必要です。そのような困りごとに対し、地域の支え合い活動で解消できるような体制づくりとその活動を充実させるための仕組みづくりが重要です。</p> <p>支えあいの活動は「くらしのサポーター事業」として行ってきた形態を令和6年度から「有償ボランティア事業」へと形態の変更を行いました。</p> <p>今後の高齢化に対応するため、有償ボランティア事業として、地域の支え合い活動を積極的に推進し、持続可能な地域活動として体制の確立を図っていきます。</p>								
施策		<p>■ 有償ボランティア・生活支援事業について、会員の増加を図り、事業の活性化を図ることで住民による持続可能な支え合い活動の体制確立を目指す。</p>								
展開		<p>■ 広報、会議や行事等の機会を通し、広く住民にPR周知し、利用会員及びお助け会員の募集を行います。</p>								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金	
							寄附金		町受託金	
	◇	→					共同募金		その他受託金	
							町補助金		事業収入	◇
<p>△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続</p>						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 自治会 ■ 民生委員・児童委員協議会 ■ 岐阜県社会福祉協議会 ■ ボランティア 			
							<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域包括支援センター ■ 居宅介護支援事業所 			

計画番号		1-2-3								
実施事業名		地域見守りネットワーク事業								
方針		地域において支援が必要な方の見守りを進めるため、福祉委員を設置し、地域の状況を把握し、地域住民・民生児童委員・主任児童委員等と協力しながら、地域の問題に取り組んでいただけるよう活動を支援することで、安心して安全な地域づくりを目指します。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民・福祉委員・民生児童委員・主任児童委員・自治会・行政との連携強化。 ■ 救急医療情報キットの普及推進。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の趣旨や福祉委員活動への理解を深め、情報を共有するため、年1回の福祉委員・民生児童委員・主任児童委員・自治会長合同研修会を開催します。 ■ 地域内で対応が困難な事案が報告された場合においては、関係機関と情報を共有し、対応策を検討します。 ■ 支援の必要な世帯へ訪問活動として、救急医療情報キット設置事業を実施し設置希望の調査や登録情報の変更手続きを行うことで、世帯の状況や抱えている問題等を把握します。また、救急搬送時の対応をサポートするため、可茂消防事務組合と設置情報を共有します。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費◇	その他補助金		
							寄附金	町受託金		
	◇	→						共同募金◇	その他受託金	
								町補助金	事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 自治会 ■ 福祉委員 ■ 民生委員・児童委員協議会 ■ 可茂消防事務組合 			

施 策 3 情報提供の充実

計画番号		1-3-1									
実施事業名		広報紙による情報発信									
方針		<p>地域住民にとって、本会で行っている福祉サービスを気軽に利用してもらうためには、サービス内容や福祉施策などの理解と各種情報の収集が必要であり、それらの情報を得るための情報媒体としての広報紙は、極めて重要な役割を果たすことから、広報紙を活用し積極的に情報の発信を行います。</p>									
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 社協だより「ほっとほっと」（隔月程度発行）での情報発信。 ■ 「富加町社会福祉協議会からのお知らせ」（毎月発行）での情報発信。 									
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 社協だより「ほっとほっと」をメイン広報紙として位置付け、様々な情報を集約して発信し、高齢者や子どもにも読みやすい紙面づくりに努めます。 ■ 行政を通じ配布している理由から、自治会長の配布負担軽減を考慮し、重複した記事など文書量の削減に努めます。 ■ 行政の自治会への文書配布以外の広報手段を検討します。 									
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金		
	◇	→					寄附金		町受託金	◇	
							共同募金	◇	その他受託金		
							町補助金		事業収入		
△は準備・調整・研究、◎は実施、◇は現状の事業を継続						協力体制	■ 富加町				

計画番号		1-3-2									
実施事業名		ホームページ、SNS等を活用した情報発信									
方針		紙ベースの広報紙以外に、WEBサイト上のホームページやSNS等を積極的に活用して情報の発信を行います。									
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ ホームページやとみかメールを活用した情報発信。 ■ SNSを活用した情報発信の検討。 									
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 見やすいレイアウトとわかりやすい表現のホームページ構成を目指します。 ■ 利便性の向上を図るため、申請書等の様式データをホームページからダウンロードできるようにします。 ■ ハイパーリンクの貼り付けにより、関係機関等との連携を図ります。 ■ 必要に応じ、とみかメールを活用してお知らせやPRを行います。 ■ 災害時等の緊急情報を迅速に発信するため、Facebook等SNSの積極的な活用の検討を行います。 									
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金		
							寄附金		町受託金		
	◇	→						共同募金	◇	その他受託金	
								町補助金		事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 福祉関係機関 				

施 策 4 地域福祉推進団体等への支援

計画番号		1-4-1								
実施事業名		ボランティア団体連絡会の創設と支援								
方針		地域福祉活動を行ううえで、地域ボランティアの存在は不可欠であり、登録ボランティア団体の自主的な活動を支援することや各団体が相互協力できる体制づくりの構築が重要です。未永く活動を継続してもらうため、連絡会を設置し活動への適切なアドバイスを行い、ボランティア団体間の連携強化を図ります。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア団体登録の推進。 ■ ボランティア団体連絡会の設置。 ■ 登録ボランティア団体助成金の交付。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存のボランティア団体の登録を推進し、活動の場を創ります。 ■ ボランティア団体間の連絡調整やイベント等の相互協力を促進します。 ■ 活動継続を推進するため、助成金を交付し活動を支援します。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財 源 (新規○) 継続◇	会 費 ◇	その他補助金		
							寄 附 金	町 受 託 金		
	◇	→						共 同 募 金	その他受託金	
								町 補 助 金	事 業 収 入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	■ 登録ボランティア団体			

施 策 5 権利擁護体制の確立

計画番号		1-5-1								
実施事業名		法人後見センター設置の検討								
方針		<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産管理や身上保護などの法律行為をひとりで行うのが難しく不安のある方を法的に保護し、意思決定支援を行う成年後見制度は非常に重要で、今後制度の活用が増加すると予想されます。そのため、成年後見の受け皿としての法人後見センター設置の可能性を検討します。</p>								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人後見センター設置に関する課題整理。 ■ 法人後見センター設置の可能性を検討。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人後見についての、研修等に参加し調査を進め、課題を整理します。 ■ 設置の可能性について検討し、設置の可否を結論付けます。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財 源 (新規○) 継続◇ 検討△	会 費		その他補助金	
	△	→					寄 附 金		町 受 託 金	△
							共 同 募 金		その他受託金	
							町 補 助 金		事 業 収 入	
<p>△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続</p>						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 可茂圏域権利擁護支援推進協議会 ■ 地域包括支援センター ■ 管内市町村の社会福祉協議会 ■ 弁護士会 ■ 司法書士会 ■ 社会福祉士会 			

基本目標 2 「地域で活躍できる社会参加の仕組みづくり」

施策 1 地域における交流活動の推進

計画番号		2-1-1								
実施事業名		ふれあい会 芸能を楽しむ会の開催 重点								
方針		<p>高齢者は外出機会や近隣の方とのふれあう機会も少なくなります。閉じこもりがちな高齢者の外出機会や高齢者同士の交流機会をつくることが重要です。</p> <p>ふれあい会は講座を開催します。芸能を楽しむ会では、従来まで地区ごとに開催していた会を、町内全域の高齢者を対象とすることで、普段の近隣の枠を超えた参加者同士が交流できる場として開催し、併せて各芸能ボランティア団体の発表と活動の場を創設します。</p>								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 芸能ボランティア団体の発表の場として、参加者との交流機会を図る。 ■ 調理ボランティア団体の活動の場として、ボランティア活動を推進。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ ふれあい会は、町内を3地区に分けて、年3回開催します。 ■ 芸能を楽しむ会は、町内全域を対象に、年2回開催します。 ■ 調理ボランティア団体が、出席者用の弁当や菓子づくりを行います。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金	
							寄附金		町受託金	
							共同募金		その他受託金	
							町補助金		事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ ボランティア 			

施 策 2 高齢者や障がいのある人の能力の活用 新規

計画番号	2-2-1									
実施事業名	ボランティアなど高齢者の地域活動への参加を促進・支援 新規									
方針	高齢者は、企業等で培われた様々な知識や技術、経験などの能力が豊かで、その能力を地域で発揮してもらうことは、地域の活性化や高齢者本人の生きがいにつながります。そのため、高齢者の様々な地域活動や福祉活動の場への参加を促進し、積極的な活動のための支援を行います。									
施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア人材の発掘と育成。 ■ ボランティア活動を知ってもらう機会の創出。 									
展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活支援ボランティア研修をはじめ、各種研修会で活動に興味を持ってもらい、新たな人材発掘の機会を設けます。 ■ ボランティアセンターのPRを行い、新規ボランティアの登録を促進します。 									
実施年度	7	8	9	10	11	財 源 (新規○) 継続◇	会 費	◇	その他補助金	
							寄 附 金		町 受 託 金	
	◇	→					共 同 募 金		その他受託金	
							町 補 助 金		事 業 収 入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ ボランティア 			

施 策 3 高齢者や障がいのある人の移動手段の確保

計画番号		2-3-1									
実施事業名		移動支援事業									
方針		<p>公共交通機関が乏しい富加町内においては、免許返納などの理由から移動手段に困っている高齢者等の方への移動支援対策は重要です。令和4年度から高齢者の移動を支援するため、移動支援事業として町内での普段の買い物や医療機関、金融機関などの行き先まで、ワゴン車にて自宅から送迎するサービスを行政からの受託事業として実施しています。</p> <p>また、外出が難しい高齢者及び障がいのある方の移動支援のため福祉車両の貸し出しを実施します。</p>									
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内の移動手段に困っている高齢者等の移動支援として、ワゴン車での送迎を実施。 ■ ワゴン車の利用が困難な高齢者や障がいのある方の移動支援として、家族等に福祉車両（軽自動車）を貸出。 									
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 移動支援事業は町内での運行とします（一部美濃加茂市有り）。 ■ 移動支援事業の利用は基本予約制とし、月曜日から金曜日までの9時から16時の間で運行し、一人あたり週3回まで利用可能とします。 									
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金		
							寄附金		町受託金	◇	
	◇	→					共同募金		その他受託金		
							町補助金	◇	事業収入		
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 居宅介護支援事業所 ■ 地域包括支援センター 				

施 策 4 生活困窮者等の自立支援

計画番号		2-4-1									
実施事業名		生活困窮者自立相談支援事業									
方針		地域の中で潜在的にある問題（失業や閉じこもり等）により生活に困窮している人の相談に応じ、生活を立て直すための就労や家計改善などの支援を行います。									
施策		■ 対象者が抱える問題の把握と関係機関との連絡調整。									
展開		<p>■ 対象者から相談があった際に、生活を立て直すための支援を受けるかを確認し、関係機関に情報を提供して支援につなげます。また、家族や地域からの相談があった場合は、対象者本人の意向を確認したうえで行います。</p> <p>■ 生活困窮者支援調整会議等を通じて、関係機関との情報共有・連携により、対象者を支援します。</p>									
実施年度	7	8	9	10	11	財源 （新規○ 継続◇）	会費	◇	その他補助金		
							寄附金		町受託金		
	◇	→						共同募金		その他受託金	◇
								町補助金		事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<p>■ 岐阜県社会福祉協議会 ■ 富加町</p> <p>■ 可茂県事務所 ■ 福祉委員</p> <p>■ 地域包括支援センター</p>				

計画番号		2-4-2									
実施事業名		日常生活自立支援事業									
方針		<p>高齢や障がいにより判断力が衰え、日常生活の支援が必要な方に対して福祉サービス利用の支援を行い、住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるようにします。</p> <p>症状の進行により判断力がない場合には、成年後見制度への移行を支援し、入所施設の利用などをはじめ、在宅以外のサービス利用の支援を行います。</p>									
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉サービスの利用契約やサービスに対する苦情等の報告などを支援。 ■ 日常生活における金銭管理及び日常生活を送るうえでの問題等の確認と支援。 									
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人の意向確認と判断力の調査を行い、該当すれば支援を開始します。 ■ 専門員と支援員が定期的に訪問し、金銭管理、書類の預かり、福祉サービスの利用などの支援を行います。 									
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○ 継続◇)	会費	◇	その他補助金		
							寄附金		町受託金		
	◇	→						共同募金		その他受託金	◇
								町補助金		事業収入	◇
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 岐阜県社会福祉協議会 ■ 民生委員・児童委員協議会 ■ 自治会 ■ 地域包括支援センター ■ 富加町 ■ 福祉施設 				

計画番号		2-4-3								
実施事業名		生活福祉資金貸付事業								
方針		低所得者や高齢者、障がいのある方の生活を経済的に支え、その在宅福祉や社会参加の促進を図ることを目的とした生活福祉資金貸付の事務手続きや償還指導を行います。また、必要に応じて、生活困窮者自立支援事業につなぎ、生活の立て直しを図ります。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸付相談を通じた世帯状況の把握と、他制度の利用可否を判断。 ■ 生活困窮者自立支援事業との連携。 ■ 償還指導と生活の立て直しを支援。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急に資金を必要とする場合が多いため、迅速に、借入を希望される世帯の状況を確認し、本制度での貸付が妥当かを判断したうえで、貸付の事務手続きを行います。なお、他法による借入等が可能な場合はその制度につなぎます。 ■ 修学資金や就学準備資金は、学校等関係機関に周知し、必要な生徒が利用できるように働きかけます。 ■ 滞納が発生した場合は、訪問等により状況を確認し、償還の指導を行います。 ■ 就労や家計改善などの支援が必要な場合は、生活困窮者自立支援事業につなぎ、関係機関と連携して、生活の立て直しを図ります。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金	
							寄附金		町受託金	
	◇	→					共同募金		その他受託金	◇
							町補助金		事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員・児童委員協議会 ■ 富加町 ■ 教育委員会 ■ 双葉中学校 ■ 岐阜県社会福祉協議会 ■ 地域包括支援センター 			

施 策 5 社会復帰を目指す人への支援 新規

計画番号	2-5-1										
実施事業名	福祉サービスの利用促進 新規										
方 針	<p>犯罪をした人等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。</p> <p>社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられることにより、犯罪をした人等自らが社会復帰のために努力することにつながることは再犯の防止のために重要であることから、必要な支援に取り組めます。</p>										
施 策	<p>■ 県、保護司、警察、ハローワーク、地域包括支援センター、行政等と連携を密にして就業の機会や保健医療・福祉サービスの提供などの支援を行う。</p>										
展 開	<p>■ 生活福祉資金貸付や緊急食料支援事業などの支援を行い、社会復帰に向けた支援を行います。</p>										
実施年度	7	8	9	10	11	財 源 (新規○ 継続◇)	会 費		その他補助金		
							寄 附 金		町 受 託 金		
	△						共 同 募 金		その他受託金		
	◎						町 補 助 金	○	事 業 収 入		
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<p>■ 岐阜県 ■ 富加町 ■ 警察</p> <p>■ 保護司 ■ ハローワーク</p> <p>■ 地域包括支援センター</p>				

計画番号		2-5-2									
実施事業名		関係機関との連携強化 新規									
方針		地域のネットワーク構築のため、司法関係機関をはじめ医療や福祉関係機関、就労支援機関等と密接な連携により地域で見守りを行うことは、再犯を防止し安定した生活につながります。									
施策		■ 県、保護司、警察、ハローワーク、地域包括支援センター、行政等と連携を密にして情報を共有する。									
展開		■ 関係機関の連携により、情報を共有して犯罪再犯防止施策を推進します。									
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費		その他補助金		
	△						寄附金		町受託金		
	◎	→						共同募金		その他受託金	
								町補助金	○	事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	■ 岐阜県 ■ 富加町 ■ 警察 ■ 保護司 ■ ハローワーク ■ 地域包括支援センター				

基本目標3 「地域を支える人づくり・ネットワークづくり」

施策1 地域共生社会の理念の普及・啓発

計画番号		3-1-1								
実施事業名		福祉座談会								
方針		地域住民が日頃感じている高齢、障がい、介護、子育てなどの様々な福祉問題について話し合う機会を設けることで、地域の福祉課題を認識し、地域住民、関係機関とともに取り組む地域づくりを目指します。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の福祉課題について話し合える場の確保。 ■ 既存の会議や研修を活用した懇談の場の確保。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の福祉課題を地域住民・関係機関等とともに取り組む形につなげられるよう、地域住民からの意見や提案を聞き取るとともに、福祉課題の解決に向けて話し合える場とします。 ■ テーマや目的を持たせ、より具体的な取り組みにつなげられるようにします。 ■ 本会が実施する福祉委員・民生児童委員・主任児童委員・自治会長合同研修会等の研修や会議において懇談の場を設け、広く地域住民の声を聞く機会を設けます。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金	
							寄附金		町受託金	
							共同募金		その他受託金	
	◇	→					町補助金		事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会 ■ 富加町 ■ 民生委員・児童委員協議会 			

施 策 2 介護予防にかかる拠点の充実

計画番号		3-2-1								
実施事業名		介護予防拠点施設「どうだん」の活用								
方針		閉じこもりがちな高齢者にとって、外出機会を確保することは介護予防の第一歩となります。介護予防拠点施設「どうだん」は、好きな時に出向くことで気の合う仲間と茶話や交流の場を提供し、併せて様々な講座やイベントなどの「集いの場」として、積極的な事業展開に施設を活用し、心身の健康が末永く保たれることに寄与します。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 常設サロンとして、施設の機能強化を図る。 ■ 介護予防施設として、介護予防につながる各種講座を実施。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 常設サロンとして、集客増加を目指し各種作品展示や部屋の貸出を行います。 ■ 介護予防講座として、体を動かす講座や音楽関連の講座を定期的に行います。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財 源 (新規○) 継続◇	会 費		その他補助金	
	◇	→					寄 附 金		町 受 託 金	◇
							共 同 募 金		その他受託金	
							町 補 助 金		事 業 収 入	◇
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 自治会 ■ 地域包括支援センター ■ ボランティア 			

計画番号		3-2-2								
実施事業名		いきいきトレーニングプラザの活用 新規								
方針		介護予防の拠点である「いきいきトレーニングプラザ」は高齢者を対象にトレーニング機器を使用した健康づくりの場を提供し、運動機能の維持向上を目的として、要介護状態の予防と心身の健康が未永く保たれることに寄与します。また、併せて気の合う仲間とのつながりや交流を通じて、充実した日常生活が営まれるよう支援します。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ パワリハ教室、筋力アップ教室の開催（1クール3か月×年4回）。 ■ いきいきトレーニング事業の実施（通年）。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続的な運動機会の確保・推進（全事業）します。 ■ 運動機能の維持向上を目的とした個別介護予防プログラムを実施（パワリハ・筋力アップ教室）します。 ■ サービス利用前後における運動機能状態の把握と評価（パワリハ・筋力アップ教室）を行います。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○ 継続◇)	会費		その他補助金	
	◇						寄附金		町受託金	◇
							共同募金		その他受託金	
							町補助金		事業収入	◇
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 地域包括支援センター 			

計画番号		3-2-3								
実施事業名		ふれあい・いきいきサロン（地域サロン）の活動支援								
方針		<p>閉じこもりがちな高齢者の外出機会をつくり、地域住民が交流できる「ふれあい・いきいきサロン」（地域サロン）は、地域の高齢者の重要な「集いの場」です。</p> <p>地域サロンが持続して活発に活動できるための支援と新たなサロン立ち上げに必要な情報提供やアドバイスを行うなどの支援をします。</p>								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続中の地域サロン及び新たなサロン立ち上げのためのアドバイスと支援。 ■ ミニサロン（令和6年度～）の地域への周知と新規ミニサロン立ち上げを支援。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ サロンの運営支援員をコーディネートし、サロン立ち上げを支援します。 ■ サロン開催時の協力ボランティアをコーディネートし、運営メニューの提案を行います。 ■ 運営に携わる支援員との交流会を実施します。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○ 継続◇)	会費		その他補助金	
	◇	→					寄附金		町受託金	◇
							共同募金		その他受託金	
							町補助金		事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 自治会 ■ ボランティア 			

施 策 3 福祉教育の推進

計画番号		3-3-1							
実施事業名		福祉協力校指定事業							
方針		富加町内の小中学校の児童・生徒を対象に、ボランティア活動や身近な福祉活動を推進し、社会福祉への関心を高めるとともに社会奉仕や社会連携の精神を養い、家庭や地域において福祉の心が深まることを目的として、学校での福祉学習への支援を行います。							
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 町内小中学校の福祉学習計画に基づき、助成金を交付する。 ■ 福祉学習の授業への助言と資材等の必要な支援を行う。 							
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 年度当初に小中学校の担当教諭へ事業の主旨、支援内容の説明と事業計画の打ち合わせを行い、計画段階から事業に関わります。 ■ 申請に基づき、福祉講座や必要な資材等の支援を行います。 ■ 学校の授業計画に大きな負担とならないような事業計画とします。 							
実施年度	7	8	9	10	11	財 源 (新規○) 継続◇	会 費 ◇	その他補助金	
	◇	→					寄 附 金	町 受 託 金	
							共 同 募 金	その他受託金	
							町 補 助 金	事 業 収 入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町（教育委員会） ■ 富加小学校 ■ 双葉中学校 		

計画番号		3-3-2							
実施事業名		小中学生ボランティア体験事業							
方針		夏休み等の時間を利用して、普段では体験することが少ない福祉体験（ボランティア）を実施することで、小中学生に社会福祉やボランティアについての理解と興味を持ってもらうことを目的とします。							
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者・障がい者・児童福祉やボランティアについての基礎や考え方を学ぶ。 ■ 地域での福祉体験を通し、ボランティア活動を身近に感じてもらう。 							
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域サロンに参加し、高齢者との交流とサロン運営の手伝いをを行います。 ■ 給食サービス事業を体験し、事業の理解と配食の手伝いをを行います。 ■ 児童施設での指導員体験を通じて、児童指導の仕事を学びます。 ■ 車いす、視覚障がい者体験及び高齢者擬似体験を通じて、障がい者や身体が不自由な方のことを理解のうえ学びます。 							
実施年度	7	8	9	10	11	財源 （新規○ 継続◇）	会費◇	その他補助金	
	◇						寄附金	町受託金	
							共同募金	その他受託金	
							町補助金	事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町（教育委員会） ■ 富加小学校 ■ 双葉中学校 ■ 児童センター ■ ふれあいいきいきサロン 		

施 策 4 ボランティア・NPOの育成

計画番号		3-4-1							
実施事業名		ボランティアの養成及びコーディネート機能の強化							
方針		<p>ボランティア活動は、地域の様々な課題の解決に取り組む活動です。たくさんの人と接し、助け合いながら活動することで、社会に存在する課題に気づき、改善のための行動を起こすきっかけになることもあり、地域での支え合いにその存在は不可欠であります。</p> <p>現在、町内のボランティアは、高齢化や後継者不足から、将来にわたって活動や存続の不安があることから、ボランティアの養成は非常に重要な事項です。そのため、各種研修会を開催し、ボランティア活動に興味を持ってもらうことや参加してもらうことで、新たなボランティア人材発掘の機会を創設します。</p> <p>また、ボランティア活動の機会の提供や地域ニーズ解決のためのコーディネート機能を強化し、活動が活発に行われるよう推進します。</p>							
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種ボランティアの研修会の開催。 ■ ボランティアセンターのPRと機能周知、新規ボランティアの登録促進。 							
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア要請のニーズを把握します。 ■ 研修参加者のボランティア活動参加への働きかけと活動の場を提供します。 ■ 登録ボランティアのデータベース化を行います。 							
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費◇	その他補助金	
							寄附金	町受託金	
	◇	→					共同募金	その他受託金	
							町補助金	事業収入	○
△は準備・調整・研究、◎は実施、◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ ボランティア 		

施 策 5 災害時支援の充実

計画番号		3-5-1							
実施事業名		災害ボランティアセンター設置事業 重点							
方針		<p>今後発生するといわれる南海トラフ地震や令和6年1月に発生した能登半島地震のような大規模災害に平時から備えることは非常に重要です。</p> <p>そうした有事の際には被災者支援ボランティアの受け入れ体制構築のため、災害ボランティアセンターの設置運営が必要であることから、平時から準備体制を整備することで、緊急時の着実な対応につながることを目的とします。</p>							
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政との連携強化。 ■ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練をはじめ研修会の実施。 ■ 災害ボランティアセンター運営マニュアルの更新。 							
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害ボランティアセンター運営に係る行政との協議内容や運営に係る経費負担の確認など、相互理解のうえ連携・強化を図ります。 ■ 災害ボランティアセンター運営マニュアルを更新し、災害時に確実に機能できる体制づくりを推進します。 ■ 災害ボランティアセンターに関する研修会を繰り返し行うことで、地域住民の方の意識啓発と災害登録ボランティアの登録人数増加を目指します。 							
実施年度	7	8	9	10	11	財 源 (新規○) 継続◇	会 費 ◇	その他補助金	
	△						寄 附 金	町 受 託 金	
	◎						共 同 募 金 ◇	その他受託金	
							町 補 助 金	事 業 収 入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">■ 富加町 <li style="width: 50%;">■ 自治会 <li style="width: 50%;">■ ボランティア <li style="width: 50%;">■ 岐阜県社会福祉協議会 <li style="width: 50%;">■ 可茂地区社協連絡会 		

計画番号		3-5-2								
実施事業名		災害備品の整備								
方針		発災時、災害ボランティアセンターの立ち上げに必要な資機材を平時から備蓄し、緊急時の対応に備えます。								
施策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な資機材のリスト化と確認。 ■ 日本赤十字社富加町分区との備品活用に関する取り決めの確認。 ■ 共同募金会配分事業による不足資機材の調達。 								
展開		<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時に必要な資機材をリスト化し、不足する資機材の調達は優先順位を決めて、計画的に調達します。 ■ 日本赤十字社富加町分区の配備品について、発災時の活用方法等をあらかじめ町との間で取り決め、資機材が適切に活用できるよう準備を行います。 ■ 共同募金配分事業を積極的に活用し、不足する資機材を調達します。 								
実施年度	7	8	9	10	11	財源 (新規○) 継続◇	会費	◇	その他補助金	
	△						寄附金		町受託金	
	◎	→					共同募金	◇	その他受託金	
							町補助金		事業収入	
△は準備・調整・研究、◎は実施、 ◇は現状の事業を継続						協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富加町 ■ 岐阜県社会福祉協議会 ■ 岐阜県共同募金会 ■ 加茂地区社協連絡会 ■ 日赤岐阜県支部 			

資料

1 計画の策定経緯

年月日	内容
令和6年 7月23日	福祉委員・民生児童委員合同研修会にて福祉活動全般への意見を聴取
7月30日～8月8日	住民懇談会にて福祉活動全般への意見を聴取 (南・西・東の各公民館、タウンホール会議室で開催)
9月	合同研修会、住民懇談会等の意見集約
10月～11月	地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定について、福祉保健課との骨子打ち合わせ
12月	富加町地域福祉計画(案)に基づき、地域福祉活動計画(案)の作成
令和7年 1月	地域福祉活動計画と地域福祉計画との内容整合確認作業
1月14日	社会福祉協議会会長から策定委員会委員長への諮問
1月30日	地域福祉活動計画策定委員会の開催
1月31日	策定委員会委員長から社会福祉協議会会長へ答申

2 富加町地域福祉活動計画策定委員会

(1) 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 富加町の地域福祉を推進する為の富加町地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、幅広い住民からの参画を求めることを目的として、富加町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、地域福祉の推進に関し必要と認められること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから富加町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域住民代表者
- (2) 民生児童委員代表者
- (3) 当事者団体代表者
- (4) 保健・医療・福祉関係者
- (5) ボランティア団体代表
- (6) 行政関係課代表者
- (7) 学識経験者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日が属する事業年度の末日までとする。ただし、増員、辞職等に伴い、新たに選任されることなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

（委員の報酬）

第5条 委員の報酬は、無報酬とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、互選により定める。
- 3 委員長は委員会を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に召集する会議は会長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席し委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員会に関係の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会は原則公開とする。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

(作業部会)

第8条 委員会の効率的な運営を図るために、実務者で構成する作業部会を設置する。

2 作業部会は、委員会の計画策定に必要な情報の提供と素案作成を行う。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、富加町社会福祉協議会に置き、その庶務を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

(2) 委員名簿等

氏 名	職業等	職 名
河合 康広	団体職員（学識経験者）	
角倉 美都	司法書士・行政書士（学識経験者）	
上坂 つや子	ボランティア	
板津 敏彦	町シニアクラブ連合会 会長	
天池 正和	富加町商工会 会長	
佐曾利 敏	富加町議会議員（議長）	委 員 長
井戸 誠二	介護老人施設 施設長	副委員長
高垣 昌司	富加町監査委員	
高井 直人	民生児童委員	
小林 靖司	富加町福祉保健課長	

第4期 富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画
ふれあいのまちプラン

令和7年3月

発行 富加町

編集 ○富加町福祉保健課 福祉係
〒501-3392
岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地
TEL:0574-54-2183
FAX:0574-54-2461

○社会福祉法人 富加町社会福祉協議会
〒501-3305
岐阜県加茂郡富加町滝田1381番地1
TEL:0574-54-1312
FAX:0574-55-0068